

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の

平成20事業年度に係る業務の実績評価

全体評価

①評価結果の総括

- (イ) 第2期中期計画の初年度として、平成20年度の計画を着実に達成している。
- (ロ) 私立学校教育の振興に資することを目標に掲げ、各種業務の改善・実行に取り組んでおり、今後もさらなる活躍を期待したい。

<参考>

・業務運営の効率化:A

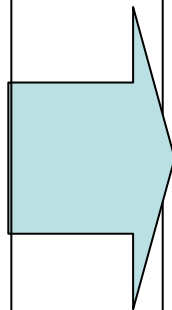
・業務の質の向上:A

・財務内容の改善:A

等

②評価結果を通じて得られた法人の今後の課題

- (イ) 私学事業団の重要な業務としての貸付事業の安定的な運営を図るためには、貸付金の確実な回収が課題である。(項目別-P6~8 参照)
- (ロ) 私立学校の経営環境が厳しくなる中で、情報提供と経営相談業務の充実が課題である。多様なニーズに対応できるよう、一層強化されたい。(項目別-P9 参照)
- (ハ) 平成22年度の人件費を平成17年度と比べて5%以上削減する計画を確実に実施すること。(項目別-P32~33 参照)



③評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性

- (イ) より適切な貸付の実施並びに債権管理を充実させることが望まれる。(項目別-P6~8 参照)
- (ロ) これまでの取組みに加えて、経営相談業務の拡充に対応すべく、内部人材の育成や外部専門家の活用を図ることが望まれる。(項目別-P9 参照)
- (ハ) 人件費については、平成22年度に向け、業務及び人員配置の見直しによる、計画的な削減が望まれる。(項目別-P32~33 参照)

文部科学省独立行政法人評価委員会高等教育分科会
日本私立学校振興・共済事業団部会

○部会長

佐野慶子 佐野公認会計士事務所長

○臨時委員

石堂正信 株式会社JR東日本リテールネット
常務取締役財務部長

桐村晋次 古河電気工業株式会社顧問

佐藤誠二 静岡大学人文学部教授

田中清 銀座ファースト法律事務所 弁護士

日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)の 平成20事業年度に係る業務の実績評価

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項						(小項目名) 情報収集提供機能の充実・改善状況	A				
(大項目名) 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A					(小項目名) 学校法人等に対する情報提供状況	A				
(中項目名) 私立大学等に対する補助事業	A					(中項目名) 受配者指定寄付金事業	A				
(小項目名) 補助金配分方法の見直し状況	A					(小項目名) 利用促進に向けた取組状況	A				
(小項目名) 補助金制度の周知状況	A					(小項目名) 電算処理システムの構築状況	A				
(小項目名) 補助金申請方法の改善状況	A					(中項目名) 学術研究振興基金事業	A				
(中項目名) 学校法人等に対する貸付事業	A					(小項目名) 交付対象事業・採択基準等の見直し状況	A				
(小項目名) 借入ニーズの把握及び貸付財源の確保状況	A					(小項目名) 研究成果の普及の取組状況	A				
(小項目名) 貸付対象・貸付条件の見直し状況	A					(小項目名) 審査の客観性及び透明性の確保の取組状況	A				
(小項目名) 延滞債権の回収に向けた取組状況	A					(小項目名) 取扱基準の周知の取組状況	B				
(中項目名) 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	A					(小項目名) 基金事業の広報活動状況	A				
(小項目名) 経営改善等に向けた支援の取組状況	A					(中項目名) 事業に関する情報開示	A				
(小項目名) 経営改善計画の作成支援状況	A					(小項目名) ホームページ等を活用した情報開示の状況	A				
(小項目名) HP内容の工夫・改善の取組状況	A					(小項目名) 公表資料のHPへの掲載状況	A				

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

項目別評価総表

項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※					項目名	中期目標期間中の評価の経年変化※				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
○業務運営の効率化に関する事項						(中項目名) 期間全体に係る予算	A				
(大項目名) 業務運営の効率化に関する事項	A					(中項目名) 期間全体に係る収支計画	A				
(中項目名) 効率的な業務運営体制の確立	A					(中項目名) 期間全体に係る資金計画	A				
(中項目名) 経費等の縮減・効率化	A					(大項目名) 短期借入金の状況	—				
(中項目名) 契約の適正化	A					○その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
○財務内容の改善に関する事項						(大項目名) その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A				
(大項目名) 予算、収支計画及び資金計画	A					(中項目名) 施設・設備に関する計画	—				
(中項目名) 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	A					(中項目名) 人事に関する計画	A				
(小項目名) 収支計画に沿った適切な運営状況	A					(小項目名) 適切な人事配置の状況	A				
(小項目名) 自己収入確保の状況	A					(小項目名) 人材確保に向けた取組状況	A				
(中項目名) 財務内容の管理・運営の適正化	A					(小項目名) 職員の資質・能力向上に向けた取組状況	A				
(小項目名) 財務内容の透明性等の確保の状況	A					(中項目名) 研修等助成に関する計画	A				
(小項目名) 財政状態の健全性の確保の状況	A					(中項目名) 中期目標期間を超える債務負担	—				
(中項目名) 人件費の削減等	B										

※当該中期目標期間の初年度から経年変化を記載。

備考(法人の業務・マネジメントに係る意見募集結果の評価への反映に対する説明等)
 本法人の業務・マネジメントに係る意見募集を実施した結果、意見は寄せられなかった。

【参考資料1】予算、収支計画及び資金計画に対する実績の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
収入						支出					
借入金	47,000	37,000	35,900	18,800	40,100	貸付金	57,247	50,445	53,751	39,044	55,488
私学振興債券	6,998	6,999	7,999	7,998	3,998	借入金償還	64,828	61,509	57,587	56,325	53,634
貸付回収金	66,810	67,023	66,156	67,404	64,982	借入金利息	16,310	14,689	13,261	12,160	10,886
貸付金利息	18,551	17,213	15,989	14,890	13,709	債券利息	295	412	545	696	807
預金利息	0	0	4	25	15	債券発行諸費	27	27	31	30	16
国庫補助金	252,364	252,335	256,210	328,050	324,827	助成金	112	100	0	22	73
受入寄付金	13,009	33,771	20,266	20,007	15,762	交付補助金	252,364	252,335	256,210	328,050	324,827
受入基金	11	6	6	26	19	配付寄付金	12,159	32,856	15,343	20,759	15,455
基金受取利息	98	118	110	110	110	学術研究振興費	158	140	120	115	129
雑収入	529	365	2,395	123	401	人件費	1,130	1,131	1,031	1,139	1,100
						一般管理費	168	148	168	167	159
						業務経費	357	448	425	415	387
						施設設備費	55	42	44	40	—
						長期勘定へ繰入	517	351	0	11	37
						雑支出			2,373	109	384
計	405,370	414,830	405,035	457,433	463,923	計	405,727	414,633	400,889	459,082	463,382

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
費用						収益					
経常費用						経常利益					
交付補助金	252,364	252,335	256,210	328,050	324,827	補助金等収益	252,364	252,335	256,210	328,050	324,827
借入金利息	16,242	14,628	13,208	12,103	10,827	貸付金利息	18,584	17,185	15,995	14,915	13,576
配付寄附金	12,159	32,856	15,343	20,759	15,455	寄附金収益	12,322	33,001	15,467	20,877	15,587
一般管理費	609	602	575	628	545	財務収益・雑益	529	365	2,398	147	410
その他	2,317	5,098	4,811	2,319	2,454	受託収入	—	—	6	—	1
臨時損失	5	3	59	2	0	臨時利益	39	33	182	96	390
法人税、住民税及び事業税			7	3	0						
計	283,696	305,522	290,213	363,864	354,108	計	283,838	302,919	290,258	364,085	354,791
						純利益(損失)	142	△ 2,603	45	221	683
						総利益(損失)	142	△ 2,603	45	221	683

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。

※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資金支出						資金収入					
業務活動による支出						業務活動による収入					
交付補助金支出	252,364	252,335	256,210	328,050	324,827	国庫補助金収入	252,364	252,335	256,210	328,050	324,827
貸付による支出	57,247	50,445	53,751	39,044	55,488	貸付金の回収による収入	67,173	67,655	66,562	67,526	64,982
長期借入金の返済による支出	64,828	61,509	57,587	56,325	53,634	長期借入による収入	47,000	37,000	35,900	18,800	40,100
借入金利息支出	16,310	14,689	13,261	12,160	10,886	貸付金利息収入	18,645	17,257	16,017	14,945	13,586
受配者指定寄付金の配付による支出	11,758	14,463	15,341	20,458	14,839	受配者指定寄付金の受入による収入	12,608	15,378	20,264	19,722	15,159
その他の支出	2,646	2,704	4,733	2,733	3,108	その他の収入	7,637	7,508	10,640	8,361	4,645
投資活動による支出	4,495	20,182	9,329	118,441	105,988	投資活動による収入	1,365	20,229	9,598	119,768	105,875
財務活動による支出	167	142	0	33	110	財務活動による収入	11	6	6	26	19
翌年度への繰越金	5,681	6,580	11,565	11,519	11,832	前年度よりの繰越金	8,693	5,681	6,580	11,565	11,519
計	415,496	423,049	421,777	588,763	580,712	計	415,496	423,049	421,777	588,763	580,712

【参考資料2】貸借対照表の経年比較(過去5年分を記載)

(単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資産						負債					
流動資産	10,197	649,085	640,140	610,237	601,659	流動負債	67,490	64,767	66,620	64,242	64,667
固定資産	666,951	8,639	8,760	8,482	8,210	固定負債	552,081	538,119	527,392	499,374	489,507
						負債合計	619,571	602,886	594,012	563,616	554,174
						資本					
						資本金	48,969	48,969	48,969	48,969	48,969
						資本剰余金	5,309	5,316	5,321	5,346	5,365
						利益剰余金	3,298	553	598	787	1,360
						(うち当期末処分利益)	142	—	45	221	683
						(うち当期末処理損失)	—	△ 2,603	—	—	—
						資本合計	57,577	54,837	54,888	55,102	55,694
資産合計	677,148	657,724	648,900	618,719	609,869	負債資本合計	677,148	657,724	648,900	618,719	609,869

【参考資料3】利益(又は損失)の処分についての経年比較(過去5年分を記載) (単位:百万円)

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
I 当期未処分利益(又は損失)					
当期総利益	142	—	45	221	683
当期総損失	—	△ 2,603	—	—	—
前期繰越欠損金	—	—	—	—	—
II 利益処分額					
積立金	0	—	12	112	533
積立金取崩額	—	△ 2,603	—	—	—
日本私立学校振興・共済事業団法第35条第1項に基づく助成金	100	—	22	73	100
日本私立学区振興・共済事業団法附則第12条の規定に基づく長期勘定への繰入	42	—	11	37	50

備考(指標による分析結果や特異的なデータに対する説明等)

※平成17年度決算において損失が計上された理由は、貸付事業を健全に行うための財務上の基盤の強化のため、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」を積み増したことによるものである。
 ※平成20年度決算において利益が計上された理由は、長期滞納法人からの回収、貸付残高の減少等により、学校法人への貸付債権に対する「貸倒引当金」が減少したことによるものである。

【参考資料4】人員の増減の経年比較(過去5年分を記載) (単位:人)

職種※	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
職員数	104	103	103	103	103

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の平成20事業年度に係る業務の実績評価〔項目別評価〕

【評価基準】

- S：特に優れた実績を上げている。（客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。）
 A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上）
 B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満）
 C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満）
 F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。（客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。）

○ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評定		記載 ページ														
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項															
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置							A																	
1 私立大学等に対する補助事業	1 私立大学等に対する補助事業	補助事業の実施状況						A																	
(1) 文部科学省における補助金制度の見直し等の状況を踏まえつつ、効率的な補助金の交付に向け、積極的に文部科学省と協議を行うなど配分方法の適時適切な見直しを行う。	(1) 補助金の適切な配分を行うため、調整係数表等の見直しを行う。特に定員割れ大学等への私立大学等経常費補助金の減額強化を実施する。	配分方法の見直し状況					(1) 補助金の適正かつ効率的な配分を行うため、14回にわたり文部科学省との協議を重ね、一般補助、特別補助の調整係数表、配分方法などについて以下の見直しを行った。 ○一般補助 ・適正な定員管理により私立大学等の教育条件の維持及び向上を図る観点から、補助金不交付となる入学定員超過率及び収容定員超過率の見直しを行った。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員超過率 (経過措置)</td> <td>1.30 (1.40)</td> <td>1.30 (1.37)</td> <td>1.30 (1.34)</td> <td>1.30</td> </tr> <tr> <td>収容定員超過率</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> ・適正な定員管理により私立大学等の教育条件の維持及び向上を図る観点から、前年度の見直しに引き続き、調整係数表のA区分(収容定員に対する在籍学生数の割合)のうち、定員割れ学部等に係るものについて、従前の10区分から12区分に調整係数の区分を延伸するとともに、最大減額率を△18%から△23%に見直すことにより、定員割れ状況に応じた減額強化を行った。 ○特別補助 ・特別補助の「各大学等の特色を活かせるきめ細かな支援」については、前年度、メニュー群を設け、ABCの申請ゾーンから各大学等の特色を活かせる申請ゾーンを選択可能とした。平成20年度は、各大学の個性化、機能分化を促進する観点から、各ゾーンの申請方法について、複数のゾーンを申請できることとし、最も比重を置くゾーンの補助率を100%、それ以外のゾーンは80%とした。また、各ゾーンの特色をより明確にするため、BゾーンとCゾーンにおいて補助対象のメニュー項目の追加及び削除を行った。 ・就学機会の多様化推進メニュー群に新規項目「9月入学の推進」のメニュー項目を新設し、9月(秋季)入学学生を特別の入学者選抜制度により受け入れている大学等に対し一定額を補助することとした。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	入学定員超過率 (経過措置)	1.30 (1.40)	1.30 (1.37)	1.30 (1.34)	1.30	収容定員超過率	1.50	1.50	1.50	1.50	A	補助金の配分方法の見直し施策に一定の工夫の跡が見受けられることは評価できる。	35 ～ 39
区分	20年度	21年度	22年度	23年度																					
入学定員超過率 (経過措置)	1.30 (1.40)	1.30 (1.37)	1.30 (1.34)	1.30																					
収容定員超過率	1.50	1.50	1.50	1.50																					

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 各大学等に対し、補助金制度への理解を深め、補助金の適正な使用を周知徹底するため、補助金事務に関する手引書を改訂するなど取組を強化する。 また、私立大学等のニーズに応じた内容の研修会を毎年度開催するとともに研修会ごとにアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。	(2) 各大学等に対し、補助金の適正な使用について、事務研修会等における指導や文書による注意の喚起を徹底するとともに、事業の実施状況について大学等に対し実地調査を行う。 また、補助金制度への理解を深めるために、参加者の習熟度に応じ、初心者コース・経験者コース別の研修会を実施する。なお、研修内容の理解度等に関するアンケートを実施し、理解度を80%以上とする。	補助金制度の周知状況						(2) 補助金制度への理解を深め、補助金の適正な申請及び使用等を促すため以下の取組を行った。 ○事務担当者研修会 学校法人の事務担当者を対象に経験者編、入門者編を開催した。経験者編では20年度補助金の配分方法の見直し、申請上の注意点、会計検査院の実地検査状況等を、入門者編では補助金の仕組み、計算方法、申請上の注意点等を説明し、補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。 また、前年度の会計検査院実地検査報告に不当事項として掲記された事項については、事例を詳しく解説することにより同種の事態を引き起こさないよう注意を促し、再発防止に努めた ・経験者編(開催日・会場・参加法人・参加人数) 6/3・4 東京 文京学院大学 306 法人 1,322 人 6/10 札幌 北海学園大学 27 法人 154 人 6/10 名古屋 愛知大学 80 法人 314 人 6/17 福岡 福岡大学 75 法人 291 人 6/24 大阪 大阪学院大学 162 法人 622 人 7/1 仙台 東北学院大学 36 法人 142 人 計 6 地区 686 法人 2,845 人 ・入門者編(開催日・会場・参加法人・参加人数) 7/16 東京 私学事業団 72 法人 102 人 7/17 同 上 59 法人 108 人 7/18 同 上 70 法人 103 人 7/22 同 上 60 法人 111 人 8/6 同 上 55 法人 106 人 8/7 同 上 37 法人 79 人 8/8 同 上 59 法人 103 人 計 412 712 ※経験者編・入門者編の参加法人・人数合計:1,098 法人・3,557 人	A	事務担当者研修会における参加者の理解度は評価できる。今後は、毎年研修を繰り返す中で10%とはいえ理解度の低い参加者がいることについての分析及びアンケートの回収率を高める工夫が望まれる。	40 ～ 42
		補助金研修会での学校法人の理解度調査	80%以上	56%以上	56%未満			研修会において、参加者全員を対象としてアンケートを実施した結果、参加者の理解度は経験者編が91.3%(回収率65.0%)、入門者編が89.9%(回収率92.1%)となり、目標とした80%を大きく超えた。 また、上記のアンケートでは、「入門者編も経験者編と同様に年度の早い時期に全国的に開催して欲しい。」「中級者向けの研修会を行って欲しい。」また「各種申請書類の申請上の留意点等については、例を入れて説明して欲しい。」などの意見が多数寄せられた。それらの意見を参考として、平成21年度研修会の開催規模や内容等を検討した結果、2日間連続の開催とするとともに、1日目は「平成21年度補助金の配分方法の見直し(一般補助・特別補助)と会計検査院の実地検査状況等」、2日目は「一般補助・特別補助の申請上の留意点」とし、なるべく具体例を盛り込んだ内容とすることとした。 (19年度) (20年度) 理解度 (83.0%) 91.3%(経験者編) 89.9%(入門者編) ※平成19年度は配分方法に大きな見直しを行ったため、経験者編のみの開催。	A		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ															
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																
							<p>○文書による注意喚起・配分基準の公開等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別補助に係る平成 19 年度実績見直しの依頼(5 月 9 日、616 法人) ・過年度調整額の増加に伴い、申請時の注意を促す通知(5 月 23 日、644 法人) ・事務担当者資料本冊(一般補助・特別補助の申請事務等について)及び別冊(会計検査院の現地検査状況について、補助金関係基本例題集等)を電子窓口にて公開(8 月 22 日) ・配分基準等の改正をホームページにおいて速やかに公開(3 月 11 日) <p>○他の私学関係団体等の講演を利用した補助金制度の周知徹底</p> <p>以下の団体が主催するイベントにおいて補助金制度についての講演を行い、制度に対する理解を促すとともに、補助金の適正な申請及び使用に関する注意を喚起した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本私立大学協会 (10 月 30～31 日、1 月 27 日) 私立大学情報教育協会 (5 月 27 日、11 月 25 日) 関東私立短期大学協会 (7 月 24～25 日) 沖縄県私立大学等 (8 月 28～29 日) 大学行政管理学会 (9 月 27 日、12 月 6 日) 日本私立医科大学協会 (10 月 2～3 日、2 月 5～6 日) 日本私立短期大学協会 (11 月 5～6 日) 私立大学庶務課長会 (11 月 6～7 日) 日本私立大学連盟 (12 月 5 日) <p>○実地調査</p> <p>補助金の適正な申請及び使用の状況を確認するため、平成 19 年度に補助金を交付した法人のうち 33 法人を対象に実地調査を行った。申請上の軽微なミスは散見されるものの、法人の管理運営を問うような「不適正な事象」と判断される事例はなかった。</p> <table border="0"> <tr> <td>6/11・12</td> <td>北海道地区 2 法人、愛知地区 2 法人</td> </tr> <tr> <td>6/18</td> <td>九州地区 1 法人</td> </tr> <tr> <td>6/25</td> <td>近畿地区 2 法人</td> </tr> <tr> <td>11/10～14</td> <td>大阪・福井地区 3 法人、福岡地区 3 法人</td> </tr> <tr> <td>11/17～21</td> <td>北海道地区 2 法人、東北地区 3 法人、新潟地区 3 法人</td> </tr> <tr> <td>12/1～5</td> <td>愛知地区 3 法人、宮崎地区 3 法人、京都地区 3 法人</td> </tr> <tr> <td>12/8～12</td> <td>東北地区 3 法人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33 法人</td> </tr> </table>	6/11・12	北海道地区 2 法人、愛知地区 2 法人	6/18	九州地区 1 法人	6/25	近畿地区 2 法人	11/10～14	大阪・福井地区 3 法人、福岡地区 3 法人	11/17～21	北海道地区 2 法人、東北地区 3 法人、新潟地区 3 法人	12/1～5	愛知地区 3 法人、宮崎地区 3 法人、京都地区 3 法人	12/8～12	東北地区 3 法人	計	33 法人			
6/11・12	北海道地区 2 法人、愛知地区 2 法人																									
6/18	九州地区 1 法人																									
6/25	近畿地区 2 法人																									
11/10～14	大阪・福井地区 3 法人、福岡地区 3 法人																									
11/17～21	北海道地区 2 法人、東北地区 3 法人、新潟地区 3 法人																									
12/1～5	愛知地区 3 法人、宮崎地区 3 法人、京都地区 3 法人																									
12/8～12	東北地区 3 法人																									
計	33 法人																									

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票を簡素化するなど申請方法の改善を行う。	(3) 学校法人が行う補助金交付申請手続きの負担軽減のため、調査票の簡素化及び申請書類の電子化の拡充を図る。	補助金申請方法の改善状況						(3)補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、以下の取組を行った。 ○調査票の簡素化 特別補助の調査票の簡素化を図るため、前年度と共通する補助項目 51 項目のうち「地域の知の拠点活性化支援」をはじめとする 42 項目について、調査項目や調査票の削減・統合など大幅な見直しを行った。その結果、全体で 1,012 項目あった調査項目についてはおよそ 5 割減の 502 項目に、また、調査票のページ数についても 111 ページから 74 ページとおよそ 3 割を削減した。 また、特別補助の採択制項目において前年度までの採択により今年度の優先採択権を持つ取組の申請に際して、平成 19 年度までは 3 種類(事業概要、年度計画、所要経費)の書類を必要としていたが、平成 20 年度から所要経費のみの提出とし、申請手続きの負担軽減を図った。 ○申請書類の電子化 一般補助に加え、特別補助についても電子申請システムによる調査票の提出を開始した(平成 20 年度は並行して紙媒体も提出)。	A	補助金交付申請手続きの負担軽減を図るため、調査票の簡素化や申請書類の電子化など、施策に工夫が見受けられる。	43 ～ 44

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
2 学校法人等に対する貸付事業	2 学校法人等に対する貸付事業	貸付事業の実施状況						A			
(1) 学校法人の施設整備計画及び借入ニーズを把握するため、引き続き調査等を行う。 また、学校法人等の資金需要を満たし、安定した貸付財源を確保するため、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努める。	(1) 貸付事業の利用促進を図るとともに、安定した貸付財源を確保する。 ① 利用促進方策として次のことを行う。 ア 平成20年2月に実施した借入希望のアンケート調査などにより、今後の借入ニーズを把握する。 イ 施設整備計画がある学校法人等を積極的に訪問し、貸付事業の利用促進を図る。 ウ 平成20年度に借入を希望している学校法人等に対し、個別に相談会を行う。また、平成21年度以降の借入を検討している学校法人等に対し、融資制度の説明会を行う。	借入れニーズの把握状況及び貸付財源の確保状況					(1) リスク管理の観点から借入希望法人のリスク評価を実施し、借入需要の正確な把握に努めた。借入財源については、資金需要に応じた適宜・適切な財源の確保を図った。 ①利用促進方策として以下の取組を実施した。 ア 平成20年度以降の施設整備計画及び20年度の事業団資金の借入需要額を把握するために、「平成20年度施設・設備計画及び借入希望に関する調査」によりアンケート調査を実施した(発送日:平成20年2月15日、18日、20日、計6,169法人)。 この他、平成20年度における学校の新設、定員増等のための施設整備に係る事業団資金の借入需要を把握するため、道府県主管課を通じて借入希望の照会を実施し(平成20年9月1日、借入希望10法人)、また、文部科学省からの依頼による「私立学校校舎等実態調査」(発送日:6月9日、回答663法人)の実施及び学校法人訪問を精力的に行い、20年度以降の需要について把握に努めた。 イ 大規模施設整備事業を計画している大学法人について、財務内容が健全な法人を中心に、積極的に学校訪問を行い、中長期的な事業計画を把握するとともに、資金計画等について相談、提案を行った。20年度の訪問数は90法人で、そのうち20年度は、15法人に対する255億円の融資につながった。 ウ 学校法人等に対する相談会及び説明会を以下のとおり実施した。 ・ 借入希望のアンケート調査において、平成20年度に借入れの希望がある既設の学校法人を対象とした融資相談会を会場又は学校訪問により、下記のとおり実施した。 6/16～27 東京 41法人 6/30～7/4 大阪 12法人 7/7～11 愛知 7法人 7/14～18 岩手・宮城・山形 3法人 計 63法人 ・ 文部科学省と合同で学校施設耐震化促進説明会を下記のとおり実施し、学校施設の耐震化に係る補助制度について文部科学省が説明し、融資制度について事業団が説明と利用案内を行った。 10/27・28 東京 199法人 11/5 大阪 125法人 11/7 名古屋 51法人 11/10 広島 67法人 11/12 福岡 86法人 11/14 札幌 31法人 計 559法人	A	アンケート調査の実施により、借入れニーズを把握するとともに、学校法人に対する積極的な訪問活動、相談会及び説明会の実施が、融資に繋がっていることが評価できる。	45～48	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	エ ホームページ等を活用して貸付制度の周知を図る。 ② 事業計画600億円の財源を確保するとともに、貸付金残高に占める自己調達資金の割合の拡大に努める。						<p>エ 貸付制度の周知を図るため、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資情報についてホームページで速やかに公開した。 融資ガイド(平成21年度版)(平成21年3月16日更新) 融資のご案内(平成20年4月7日更新) 融資金利表(改定の都度更新) ・「融資ガイド」(平成20年度版)の配付 「融資ガイド」は、内容をよりわかりやすく改め、アンケートで借入希望をした学校法人に対し、融資相談会(平成20年6～7月実施)時に配付した。 ・パンフレット「夢のおてつだい」の配付 事業団融資の特長を紹介するパンフレット「夢のおてつだい」を平成19年度に引き続き、事業団補助金事務研修会(6会場)において配付した。 <p>② 平成20年度の貸付実績は、貸付計画額600億円に対し554億円となり、平成19年度の貸付実績を164億円上回った。執行率は92%である。この貸付財源を以下のとおり調達・確保した。</p> <p>また、平成20年度の私学振興債券の発行については、金融市場の極めて不安定な状況を踏まえ、また資金調達に係るコストの節約を図る観点から、発行額を計画額80億円より40億円に減額した。</p> <p>長期勘定からの資金の融通 238億円 (20年借入金利 1.80%、5年借入金利 0.6%～1.2%) 私学振興債券 40億円 (10年債、表面利率 1.85%、発行者利回り 1.856%) 長期借入金(財政融資資金)163億円 (20年借入金利 1.60%～1.90%) 自己資金等 113億円 貸付金残高に占める自己調達資金(長期勘定+私学振興債券)の割合は20年度末時点で59.89%となり、19年度末時点の59.61%より拡大した。</p>				
(2) 学校法人等のニーズ及び民間の融資実態等に対応して、適宜貸付対象となる事業、貸付条件の見直しを行う。	(2) 学校法人等のニーズに対応して、適宜貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを行う。	貸付条件等の見直し状況					<p>(2) 学校法人等のニーズに対応した貸付対象となる貸付事業の見直し、貸付条件の見直しを以下のとおり行った。</p> <p>○貸付事業の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度予算要望において、地球温暖化対策のための施設整備事業で、国等の補助金の対象となった事業を対象とする「温暖化対策事業」(一般施設費)を要望し、認められた。 <p>○貸付条件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付基準面積を新增設に係る事業を除き原則撤廃、私立大学ハイテク・リサーチ・センター整備事業等を私立大学戦略的研究基盤形成支援事業へ名称を変更するなど、融資関係諸規程(事業団融資規程、事業団貸付金査定細則、事業団債権保全細則)の改正を実施した。(平成20年7月31日) ・融資金利は、財政融資資金からの借入条件変更に合わせて変更した。 	A	<p>貸付事業の見直し及び貸付条件の見直しは、今後も学校法人等への訪問活動やパンフレットなどで、PR活動をする事が望まれる。</p> <p>今後とも、私立学校関係者からの要望等についても留意し、貸付条件の見直しを図られたい。</p>	49～50	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(3) 貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成24年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握することに対応策を講じることで滞納の抑制に努める。</p> <p>② 貸付先法人のうち長期滞納法人、貸出条件緩和法人及び将来不良債権化が予測される法人に対して、外部専門家(弁護士、公認会計士等)の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。</p> <p>* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。</p>	<p>(3) 平成20年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権*の割合を3.0%以下とする。</p> <p>① 貸付先法人の信用格付の変化をモニタリングし、早期に経営状況等の変化を把握する。</p> <p>② 返済期日に入金のない貸付先法人には、電話、面談、実地調査、文書などによる督促を迅速に行い、3ヶ月以上の延滞債権の発生を抑え、早期の滞納解消・回収に努める。</p>	延滞債権の適切な回収に向けた取組状況					<p>(3) 貸付事業の安定的な運営を図るため、以下(①、②、③)の取組を行った結果、平成20年度末の民間金融機関の基準に準じて算定したリスク管理債権額は12,182,342千円(32法人)となり、平成20年度末総貸付残高596,710,272千円(1,421法人)に対するリスク管理債権の割合は、2.04%となった。</p> <p>① 新規滞納発生法人の抑制のため、貸付先法人の信用格付作業を4月1日～5月16日にかけて実施するとともに、平成19年度末貸付残高のある法人1,463法人について、5月19日～30日にかけて債務者区分に基づく信用格付の推移を確認し、信用格付の下落が顕著な法人及び低格付で推移している法人の要因を分析した。また、平成19年度新規貸付法人81法人のうち、46法人について事業実施状況調査を実施した結果、新規滞納の発生はなかった。</p> <p>【金融資産の管理等】</p> <p>② (返済期日までの確実な入金に対する一般的な注意喚起)平成20年度償還分について、平成20年9月4日および平成21年3月9日に「償還の案内」をホームページに掲載した。また、「月報私学」平成20年8月号・9月号及び平成21年2月号・3月号に「償還の案内」を掲載し、返済忘れのないよう注意を喚起した。さらに、払込期日の案内、未償還法人等への督促を迅速に行い、貸付金の回収率を高めた。平成20年度全体の償還計画額(各貸付先法人から償還が予定されている貸付金の総額)58,601,020千円に対する計画内償還額は58,076,620千円となり、償還率は99.11%(平成19年度末98.86%)となった(繰上償還及び延滞債権額を除く)。なお、償還計画額と計画内償還額との差額524,400千円は、平成21年3月に発生した新規滞納法人の15,760千円(3法人)と長期滞納法人の508,640千円(17法人)の20年度約定償還分である。事業団では、新規滞納発生法人については融資課が電話督促による早期回収を、長期滞納法人については審査・管理室が個別法人の状況を把握したうえで債権の回収に努めている。平成20年3月発生滞納債権7件のうち、3ヶ月以上滞納したのは1件であった。平成20年9月発生滞納債権10件のうち、3ヶ月以上滞納したのは1件であった。</p>	A	<p>リスク管理債権の件数と金額が減少し、割合が2.04%となったことは評価できる。また、新規滞納法人への取組、滞納法人への督促、債権管理の強化についても概ね相当である。今後も、債権管理と経営相談をリンクさせながら、リスク管理債権額を増やさないようにする努力が望まれる。</p> <p>回収計画に基づき概ね計画どおりの回収が実行されており、評価できる。</p>	51～55	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	<p>③ 貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対して、事業団の経営支援部署等と連携するとともに、必要に応じて外部専門家（弁護士、公認会計士等）の助力を得るなど効果的な手段を講じることにより、債権の保全・回収に努める。</p> <p>* リスク管理債権とは、破綻先債権額及び6ヶ月以上の延滞債権額に、3ヶ月以上の延滞債権額及び貸出条件緩和債権額を加えた合計をいう。</p>						<p>③（恒常的に滞納を繰返す法人への取り組み）貸付先法人のうち滞納法人、貸出条件緩和法人及び近い将来不良債権化が予測される法人に対しては回収計画を策定し、以下のような取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規滞納法人への取組 平成20年3月において新たに元利金を滞納した7法人について、文書、電話、面談による督促、状況把握に努めた結果、平成21年3月末にはこれらの法人の滞納が解消された。 また、平成20年9月において新たに10法人について元利金の滞納が発生したが、文書、電話、面談による督促に努めた結果、全法人について返済期日から6か月以内で回収することができた。 ・滞納法人への督促 長期滞納（6か月以上元利金を滞納している）法人に対し、文書、電話による督促を行ったほか、直接学校法人へ赴き督促、現況聴取を実施した。 なお、これらの法人を所管する10都道府県主管課に連絡し、法人の現況等について状況把握に努めた。 ・債権管理の強化 信用リスクの高い法人について、私学経営情報センターと協働してプロジェクトチームを編成し、リスク管理債権の圧縮に努めた。 また、滞納法人との調停（1法人）、民事再生申立法人（1法人）及び滞納法人（1法人）の提訴等について、顧問弁護士と連携して対応した。 さらに、3法人については、金融機関からの借換え等による私的整理を行い、リスク管理債権を圧縮することができた。 				
		リスク管理債権の割合	3.0% 以下	3.0% 超 3.2% 未満	3.2% 以上		<p>(リスク管理債権額の割合)</p> <p>(19年度末) 20年度末 (2.07%) 2.04%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理債権額 (19年度末 12,553,459千円) 20年度末 12,182,342千円 	A			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	3 学校法人等に対する経営支援・情報提供事業	経営支援・情報提供事業の実施状況							A		
<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた取組について積極的に支援するため、経営相談の実施及び必要に応じたフォローアップを行う。</p> <p>また、個別の学校法人の様々な要望に応じて、きめ細かな経営相談を実施するとともに、その体制の充実を図る。</p>	<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、次のような取組を行う。</p> <p>① 学校法人の経営状態について、経営判断指標等により定期的にモニタリングを行うとともに、経営相談、講師派遣、面談、電話など様々な手段を活用して質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。</p> <p>また、学校法人からの相談内容が専門的知見を要する場合については、弁護士・公認会計士等の外部有識者の助力を得て対応する。</p> <p>② 経営困難な学校法人に対して積極的に経営相談を行うとともに、必要に応じて文部科学省と連携して対応する。</p> <p>③ 経営相談の実施体制を充実するため、経営相談マニュアルを作成する。</p>	<p>学校法人の経営改善等に向けた支援の取組状況</p>					<p>(1) 学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、以下の取組を行った。</p> <p>① 平成20年5月1日現在の学生生徒等数及び平成19年度決算により、大学、短期大学、高等専門学校及び高等学校法人のすべての学校法人に対し、経営判断指標を設定しモニタリングを実施した。</p> <p>また平成20年度は、経営相談の申し込みのあった88法人全てに対し経営相談を実施した。このうち高等学校法人の1法人については、専門的知見を要するため、公認会計士が同行して経営相談を行った。</p> <p>また、特別な課題については、専門的な知識を得て対応する必要があるところから、弁護士1名及び社会保険労務士1名の計2名を私学経営相談員として委嘱し、適宜相談に応じてもらった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営相談の実施（申込法人88法人）（19年度：66法人、18年度：60法人） <ul style="list-style-type: none"> 大学法人 49法人 短期大学法人 17法人 高等学校法人 22法人 計 88法人（19年度：46法人、18年度：45法人） <p>その他の取組については以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育条件及び経営に関する相談及び指導・助言 <ul style="list-style-type: none"> 相談件数：会計処理1,093件、規程82件、財務79件、 学生募集・志願動向31件、管理運営等その他87件；計1,372件 ・教育条件及び経営に関する資料の作成・提供 <ul style="list-style-type: none"> 学校法人等への資料提供件数220件 ・私学関係団体等の依頼による研修会等講師派遣 <ul style="list-style-type: none"> 私学関係団体等に33件、学校法人に21件、計54件を実施 ・私学情報資料室の管理 <ul style="list-style-type: none"> 私学情報資料室の外部利用件数230件 <p>② 経営困難な学校法人に対する経営相談を大学法人29法人、短期大学法人15法人、高等学校法人13法人の計57法人実施した。このうち、大学法人9法人、短期大学法人4法人の計13法人については、文部科学省の運営調査委員会等において経営改善計画の作成が必要とされ、学校法人活性化・再生研究会最終報告において示された「事業団が経営改善計画の作成を支援し、文部科学省と共同して計画の進捗状況を把握する」法人として、経営相談を実施した。</p> <p>③ 初めて経営相談業務に携わる職員のため、また経営相談の実施体制を充実させ、経営相談を効率的かつ効果的に実施するため、担当する職員用に実施手順や資料の作成方法を記載した「経営相談マニュアル」を作成した。</p>	A	<p>学校法人の経営改善及び安定に向けた支援として、経営相談の申し込みのあった88法人全てに対し経営相談を実施したこと、「経営相談マニュアル」を作成したことなどは、相当評価できる。特に経営相談の申し込み及び実施が、大幅に増加したことは評価できる。</p> <p>今後も、学校法人側の要望を的確に踏まえながら、更なる改善に取り組まれない。</p>	56～57	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(2) 経営改善計画の作成支援については、次のような取組を行う。</p> <p>① 学校法人が自ら経営上の問題点を見つけられる自己診断チェックリストを提供し、取組課題を早期に認識させ、改善を促す。</p> <p>② 私学経営等についての専門的な知見を活用しつつ、経営困難な学校法人の経営改善計画の作成支援をするとともに、その進捗状況のフォローアップを行う。</p> <p>③ 経営改善計画を立案・実行する経営者及び専門スタッフの人材育成を支援する。</p>	<p>(2) 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについては、次のような取組を行う。</p> <p>① 経営上の問題点の早期発見を促すため、自己診断チェックリストのモデル(大学・短期大学編)を作成し提供する。</p> <p>② 経営困難な学校法人が数値目標と期限を明確にした抜本的な経営改善計画を作成するにあたり、専門的知見を活用しつつそれを支援するとともに、定期的なヒアリング等で進捗状況のフォローアップを行う。</p> <p>③ 経営者及び専門スタッフの人材育成を支援するため、財務分析、中長期計画の立案実施及び組織運営体制の構築等についての教材(基礎知識編)を作成する。</p>	<p>経営改善計画の作成支援状況</p>					<p>(2) 経営改善計画の作成支援及び進捗状況のフォローアップについて、以下の取組を行った。</p> <p>① 学校法人が自らの経営状態の問題点を発見して、取組課題を早期に認識するために自己診断チェックリストのモデル(大学・短期大学編)を作成、平成21年1月16日にホームページに公表するとともに広報誌「月報私学」平成21年3月号にその案内を掲載し、関係者の利用に供した。</p> <p>② 平成20年度は、大学法人19法人、短期大学法人11法人、高等学校法人4法人の計34法人から経営改善計画作成支援の申し込みがあり、その全ての経営相談を実施した。個別の学校法人によっては、その進捗状況により複数回の学校訪問または来団等により、経営改善計画の作成をフォローアップした。</p> <p>③ 経営改善計画を立案・実施するための基礎知識として、「経営改善計画の内容として標準的に盛り込むべき項目の記入例(本文様式・資金収支計画様式・実施管理表様式・記入要領)と具体的例としての経営改善計画のモデルを作成、平成21年3月23日にホームページに公表し、関係者の利用に供した。</p>	A	<p>昨今の私学の環境からは、自己診断チェックリストの公表は今後の私学での活用が大いに期待される。高校からの経営改善計画作成支援にも対応されたことは評価できる。</p> <p>また、高等学校は大学とは異なる視点も必要であることから、21年度の自己診断チェックリスト・高等学校編の作成に期待したい。</p>	58 ～ 59	
<p>(3) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報の利用を促進するため、ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものになるよう改善を行う。</p>	<p>(3) ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、次のような改善を行う。</p> <p>① 迅速な情報提供を行うため、各部署ごとに必要な情報を簡便に掲載することが可能となる「ホームページ作成支援システム」を構築する。</p> <p>② 学校法人が必要とする情報をタイムリーに配信するため、「学校法人ポータルサイト」を構築する。</p>	<p>ホームページ内容の工夫・改善の取組状況</p>					<p>(3) ホームページの内容を工夫し、利用者が活用しやすいものにするため、以下の改善を行った。</p> <p>① 学校法人等に迅速な情報提供を行うため、ホームページ作成に必要な技術的支援を行い、各部署で直接、簡便にホームページの作成・編集を行うことが出来る「ホームページ作成支援システム」を構築した。これにより、現行のセキュリティレベルを維持したうえで、各部署で更新した情報を即時に掲載できるなど迅速な情報提供が可能となった。</p> <p>② 学校法人が必要とする情報をタイムリーに提供できるよう、各学校法人から事業団にアクセスすると当該学校法人専用のホームページが閲覧できる「学校法人ポータルサイト」を構築した。</p> <p>学校法人ポータルサイトは、個々の学校法人に対応したホームページを表示させて、当該学校法人に対する、事業団からの告知や各種資料のお知らせ等をタイムリーに掲示する。これは、既に認証によるアクセス制御を行っている「事業団職員用内部ポータルシステム」と同様、証明書認証によるアクセス制御が可能となっており、ここに私学サーバファーム、電子窓口等への入り口(リンク)を設置することにより、認証の簡略化も可能となった。</p>	A	<p>年度計画は達成できていると評価できるが、ホームページのアクセスや一定期間経過後の検索を容易にするよう、一層の努力が望まれる。</p>	60 ～ 62	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
<p>(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。</p> <p>① 電子窓口システムを改善し、学校法人の利便性を向上させるとともに、私学団体等に対しても利用可能なものとする。</p> <p>② ネットワークを利用した各種情報収集提供システムについて、機能の追加・拡充を行う。</p>	<p>(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るため、情報収集提供機能を改善する。</p> <p>① ネットワークを利用してデータの提供・収集を行う電子窓口システムについて、次のような機能を追加する。</p> <p>ア 毎年度実施する調査について、学校法人が前年度の調査票を利用修正できる機能</p> <p>イ 私学団体等の利用も可能とする機能</p> <p>② ネットワークを利用した「私学データ作成システム」について、分析項目を追加するなど内容を充実する。</p> <p>また、私学団体等の研修会での説明や学校法人を訪問しての説明を積極的に行い、当該システムの利用促進を図る。</p> <p>③ 政府機関統一基準に準拠した「情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティの維持に取り組む。</p>	<p>情報収集提供機能の充実・改善状況</p>									
							<p>(4) 私立学校の教育条件及び経営に関する情報を蓄積するデータベースのさらなる充実を図るための情報収集提供機能の改善</p> <p>① ネットワークを利用してデータの提供・収集を行う「電子窓口システム」について、以下の機能を追加し、学校法人、私学団体等の利便性の向上に努めた。</p> <p>ア 学校法人に対しプレデータ(前回提出)ファイルの再配付が行える機能を追加した。プレデータを利用することで、電子窓口提出のための様式を統一することができ、また、前年度提出資料を修正することにより今年度資料ができるようになるため、学校法人においても入力作業の軽減になった。</p> <p>イ 私学団体等が事業団システムの電子窓口を利用し、私学団体と学校法人が情報の収集・提供を可能とする機能を追加するため、平成20年4月から8月にかけて調査及び仕様書作成を行い、平成20年10月から外部団体利用者向けにクライアントツールの開発を開始し、平成21年2月28日に完成した。</p> <p>② ネットワークを利用した「私学データ作成システム」について、以下の項目の追加及びメンテナンスを行い、内容の充実とともに利用促進に向けた取組を行った。</p> <p>○ 学校法人基礎調査において「助教」項目の追加及び職員数の調査内容変更に伴う「私学データ作成システム」の帳票のメンテナンスを行った。また、日本標準産業分類の改訂に伴い、卒業生進路状況調査票の項目に関する見直しを検討した。</p> <p>○ 「私学データ作成システム」の利用促進のため以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月26日の総合出張説明会において、出張者に当該システムのPRを依頼し、出張先全59法人(大学法人46法人・短期大学法人7法人・高等学校法人6法人)に対してパンフレットを使用しての説明を行った。 平成20年7月24日の京都府私立中学高等学校経営者協会主催の研修会、平成21年2月24日の東京私立中学高等学校協会・東京私学教育研究所主催の研修会において、講演内容に当該システムの説明を織り込み、利用の周知を図った。 私立大学・短期大学等マネジメントセミナー・私立高等学校マネジメントセミナー(12/1～11:全国4会場)で、参加者493法人に対してパンフレットを配付した。 補助金事務研修会(経験者編・入門者編)(6/10～17・7/16～8/8)で、参加者1,098法人に対してパンフレットを配付し、その周知を図った。 <p>この結果、平成20年度の私学データ作成システムアクセス件数は、2,599件となった。</p> <p>③ 情報セキュリティポリシーについては、昨年度制定された「情報セキュリティ基本方針」・「情報セキュリティ対策基準」に加え、本年度「情報セキュリティポリシー実施手順書」を整備し、役職員端末の共有フォルダに掲載した(12月22日)。さらに役職員等がこれらの規範の理解を深め、事業団の情報と情報システムを保護するため、平成21年2月17・26日にアルバイト・派遣社員を含む、全役職員等に対し情報セキュリティポリシー研修会を行った。また、この他に新規採用者に対するセキュリティ研修を実施(4月2・7・14日、6月2日、7月14日)し、情報セキュリティの維持に努めた。</p>	A	「電子窓口システム」及び「私学データ作成システム」の機能を充実させ情報収集提供機能の改善を図ったことは評価できる。	63 ～ 65	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																																													
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																																														
(5) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。	(5) 情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施することにより、学校法人等に対し積極的な情報の提供を図る。 ① 私学経営に関する重要なテーマである財務、人事管理、教学、学生募集対策等の分野にわたり大学・短期大学法人を対象としてアンケートを実施し、最近の私学経営の動向を把握する。 ② ①のアンケート結果等に基づく「経営改善セミナー」を大学・短期大学法人を対象に実施する。	学校法人等に対する情報提供状況						(5) 学校法人等に対する積極的な情報の提供を図るため、情報収集・調査結果を研究・分析し、ホームページへの掲載や刊行物としての提供を行うとともに、これらに関する研修会等を実施するなど以下の取組を行った。 ① 平成15年度に実施した「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」に続き、平成20年4月に、私学経営の動向を把握するため、経営環境の変化等や経営相談で質問の多い項目を踏まえたアンケートを作成し、6月2日に大学及び短期大学法人に対して電子窓口にて配付した(対象法人数668法人)。7月25日にアンケートを回収(回収率93.0%)、8月18日からアンケートデータの編集・校正作業を開始し、集計の速報については、「私立大学・短期大学マネジメントセミナー」において周知した。 また、アンケート結果を平成21年3月31日に私学経営情報第26号「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」報告として刊行し、大学・短期大学法人ほか文部科学省、私学関係団体等に配付した。 ② 広く私学全般の経営改善に向けた取組に資するために必要な情報を提供することを目的として、経営に関する責任者及び事務担当者を対象に「私立大学・短期大学等マネジメントセミナー～教育力の向上～」及び「私立高等学校マネジメントセミナー～私立高等学校のこれからの考える～」を下記のとおり開催した。	A	アンケートの実施及び速報によるセミナーは有意義であり評価できるが、アンケートの結果について「参考になった」以外の回答が約3分の1となっており、他の事業団のセミナーと比べるとやや低い。今後はこうした要因の分析を行うなどしてより効果的なセミナーの実施に努めることが望まれる。	66 ～ 69																																													
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>会場</th> <th>区分</th> <th>参加法人数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">20年12月1・2日</td> <td rowspan="2">福岡</td> <td>大・短</td> <td>34</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>38</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20年12月4・5日</td> <td rowspan="2">北海道</td> <td>大・短</td> <td>24</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>17</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20年12月8・9日</td> <td rowspan="2">東京</td> <td>大・短</td> <td>130</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>75</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20年12月11・12日</td> <td rowspan="2">大阪</td> <td>大・短</td> <td>86</td> <td>132</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>89</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">合 計</td> <td rowspan="3">4会場</td> <td>大・短</td> <td>274</td> <td>554</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td>219</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>493</td> <td>953</td> </tr> </tbody> </table>		開催日	会場	区分	参加法人数	参加人数	20年12月1・2日	福岡	大・短	34	105	高校	38	87	20年12月4・5日	北海道	大・短	24	37	高校	17	30	20年12月8・9日	東京	大・短	130	280	高校	75	132	20年12月11・12日	大阪	大・短	86	132	高校	89	150	合 計	4会場	大・短	274	554	高校	219	399	計	493	953			
開催日	会場	区分	参加法人数	参加人数																																																				
20年12月1・2日	福岡	大・短	34	105																																																				
		高校	38	87																																																				
20年12月4・5日	北海道	大・短	24	37																																																				
		高校	17	30																																																				
20年12月8・9日	東京	大・短	130	280																																																				
		高校	75	132																																																				
20年12月11・12日	大阪	大・短	86	132																																																				
		高校	89	150																																																				
合 計	4会場	大・短	274	554																																																				
		高校	219	399																																																				
		計	493	953																																																				
						<ul style="list-style-type: none"> アンケート結果:(大・短)参考になった 65.4%、普通 29.4%、参考にならなかった 2.7%、無回答 2.5% (高)参考になった 67.0%、普通 30.1%、参考にならなかった 1.2%、無回答 1.7% 																																																		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
	<p>③ 学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行する。</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <p>イ 私立大学・短期大学等入学志願動向</p> <p>ウ 私学経営情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学・短期大学の教育条件や経営改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、事例集として刊行する。 ・ 高等学校の入学志願動向、財務情報に加えて教育条件や経営改善の具体的事例を現地訪問等により詳細に調査し、事例集として刊行する。 ・ ①のアンケート結果を研究分析し、「学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告」として刊行する。 						<p>③学校法人の経営改善に資するため、以下の刊行物を発行した。</p> <p>ア 今日の私学財政</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成19年度版今日の私学財政(幼稚園・特別支援学校編)、(専修学校・各種学校編)」平成19年度学校法人等基礎調査のデータに基づき、平成20年7月17日まで財務状況について集計作業を行い、平成20年8月7日に刊行、10,463部を幼稚園以下の学校を設置する法人、個人立の学校、文部科学省、私学関係団体等に配付した。 ・ 「平成20年度版今日の私学財政(大学・短期大学編)、(高等学校・中学校・小学校編)」平成20年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成20年12月1日まで財務状況について集計作業を行い、平成20年12月24日に刊行、2,861部を小学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に配付した。 また、「月報私学」平成21年2月号に、大学・短期大学・高等学校の財務状況を抜粋して掲載した。 <p>イ 平成20年度私立大学・短期大学等入学志願動向(速報)」</p> <p>平成20年度学校法人基礎調査のデータに基づき、平成20年7月7日まで入学志願動向の集計作業を行い、平成20年7月28日に刊行、高等学校以上の学校を設置する法人、文部科学省、私学関係団体等に計2,500部を配付した。 また、「月報私学」平成20年9月号に、志願者数の増減比較及び入学定員充足状況を抜粋して掲載した。</p> <p>ウ 私学経営情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平成20年度版 大学経営の事例集～大学経営を成功に導くために～」(私学経営情報第27号)(平成21年3月31日) 平成20年度学校法人基礎調査のデータに基づき、大学・短期大学の入学志願動向、財務状況について集計作業を行うとともに取材等により学校改革等の事例を収集し、今後の学校改革と財務改善の一助となるように取りまとめ刊行し、学校法人、文部科学省、私学関係団体等に1,814部を配付した。 ・ 「平成20年度版 私立高等学校のこれからを考える」(私学経営情報第28号)(平成21年3月31日) 平成20年度学校法人基礎調査のデータに基づき、高等学校の入学志願動向、財務状況について集計作業を行うとともに取材等により学校改革等の事例を収集し、今後の学校改革と財務改善の一助となるように取りまとめ、刊行し、学校法人、文部科学省、私学関係団体等に1,814部を配付した。 ・ 「学校法人の経営改善方策に関するアンケート報告」(私学経営情報26号)(平成21年3月31日) 平成15年度に実施した「学校法人の経営改善方策に関するアンケート」を基に、平成20年4月から経営相談で質問の多い項目等を新たに設問に加え、アンケートを作成し、6月2日に大学及び短期大学法人に対して電子窓口にて配付した(対象法人数668法人)。集計したアンケートデータを取りまとめ、学校法人、文部科学省、私学関係団体等に1,095部を配付した。 				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>○ このほか中期計画以外にも学校法人等のニーズに応えるため、以下の積極的な情報の提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用に関するアンケートの実施 世界的金融危機が学校法人の経営に影響を与えたことを踏まえ、学校法人経営の支援方策を検討するため、大学及び短期大学を設置する学校法人(668 法人)を対象に平成 21 年 1 月 14 日電子窓口より資産運用についてのアンケート調査を配付、実施した。集計結果は、3 月 16 日に大学・短期大学法人に電子窓口にて配付し、3 月 17 日にホームページに掲載した。 ・新潟県大学「改革・改善」支援事業の受託 新潟県から新潟県大学「改革・改善」支援事業を受託し、新潟県内にある大学の経営基盤強化に向けた意識改革を啓発し、大学改革を促進するため、理事長など経営者を対象とする大学改革セミナーを 3 回開催した。さらに、申し出のあった新潟県内の私立大学・短期大学の経営状況を現地調査(4 校実施)によって把握し、各校が作成する魅力アップロードマップ案や経営改革、主体的な自己点検などの「改革・改善」への試み等について助言した。また、この受託事業に関する完了報告書を 3 月末付けで新潟県に提出した。 			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																							
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																								
4 受配者指定寄付金事業	4 受配者指定寄付金事業	受配者指定寄付金事業の実施状況							A																									
(1) ホームページ等を活用して学校法人及び企業等への広報活動を強化するなど、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組を行う。 特に、経済団体や地方公共団体にパンフレットを配布するなど、寄付金制度の周知を図る。	(1) ホームページ等を活用して、受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動を強化する。 また、寄付金制度の周知のためのパンフレットを新たに作成し、経済団体や都道府県主管課等に配布する。	受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた取組状況					(1) 受配者指定寄付金事業の利用促進に向けた広報活動を強化するため、また、寄付金制度の周知のため以下の取組を行った。 ○ 制度をより理解しやすく利用促進を図れるよう、「寄付金事務の手引」を見直し、寄付金事務案内の「パンフレット」を新たに作成して、学校法人等に配布し、制度の周知・利用促進に努めた。 ■ 学校法人への配布 (寄付金事務の手引 6月13日、パンフレット 9月19日送付) <table border="1" data-bbox="1353 537 2184 718"> <thead> <tr> <th></th> <th>大 学</th> <th>短大・高専</th> <th>高校・中等教育学校</th> <th>中・小・特殊学校</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>送付法人数</td> <td>539</td> <td>131</td> <td>708</td> <td>41</td> <td>1,419 法人</td> </tr> <tr> <td>寄付金事務の手引</td> <td>539</td> <td>131</td> <td>708</td> <td>41</td> <td>1,419 部</td> </tr> <tr> <td>パンフレット</td> <td>5,380</td> <td>1,300</td> <td>3,545</td> <td>205</td> <td>10,430 部</td> </tr> </tbody> </table> ■ 都道府県(幼稚園・専修学校分を含む)への配布 47 都道府県には、寄付金事務の手引を 670 部、パンフレットを 5,450 部送付した(寄付金事務の手引 6月13日、パンフレット 9月19日送付)。 ■ 経済団体への配布 経済団体を訪問し、受配者指定寄付金制度の説明を行い、所属団体への「パンフレット」の配布・周知の協力を依頼(以下 10 団体に計 380 部配布)。 <ul style="list-style-type: none"> ・(社)日本電機工業会 ・電気事業連合会 ・(社)日本経済団体連合会 1%クラブ ・(社)生命保険協会 ・(社)日本貿易会 ・(社)日本産業機械工業会 ・日本化学繊維協会 ・石油化学工業協会 ・(社)日本鉄鋼連盟 ・(社)不動産協会 ○ ホームページの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・「寄付金事務の手引」の概要を掲載:平成 20 年 7 月 25 日 ・「パンフレット」(PDF)の掲載:平成 20 年 10 月 10 日 ・「受配者指定寄付金 Q&A」を見直し、改訂版を掲載:平成 20 年 8 月 11 日 		大 学	短大・高専	高校・中等教育学校	中・小・特殊学校	合 計	送付法人数	539	131	708	41	1,419 法人	寄付金事務の手引	539	131	708	41	1,419 部	パンフレット	5,380	1,300	3,545	205	10,430 部	A	寄附金事務案内のパンフレットを新たに作成・配布し、周知に努めたことや、現下の経済情勢の中、着実に件数を伸ばしていることは評価できる。	70 ～ 71
	大 学	短大・高専	高校・中等教育学校	中・小・特殊学校	合 計																													
送付法人数	539	131	708	41	1,419 法人																													
寄付金事務の手引	539	131	708	41	1,419 部																													
パンフレット	5,380	1,300	3,545	205	10,430 部																													
(2) 寄付金の受入れから配付までの業務の簡素合理化を進め、学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システムを構築する。	(2) 学校法人が行う申請手続きの負担軽減を図るため、寄付金業務の電算処理システム構築に向けての検討を行う。	寄付金業務の電算処理システムの構築状況					(2) 寄付金業務の電算処理システム構築(平成 23 年度に開発・24 年度稼動)に向けて、開発の基本姿勢を確認した。また、関係部署との協議を行い、業務内容に応じた電算化に向けた内容の検討を行った。 ■ 開発の基本姿勢 <ul style="list-style-type: none"> ・業務量の軽減、効率化、サービスの向上を基本とする。 ・受配者指定寄付金業務については、寄付金課と経理第一課とで密接に絡むことから、重複している作業が多々あり、業務の見直しを含めた開発を検討する。 	A	年度計画通り実施されているが、検討、構想に終わらず、速やかに寄付金業務の電算処理システムを構築できるよう、努力することを望む。	72																								

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>■ 寄付金システム構築の構想（システムに盛込む内容の検討）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金の受入関連（経理からの入金通知、受領書発行、寄付者データ作成等） ・ 寄付金の配付関連（学校法人の寄付金配付申請書・事業概要データ入力、データの受領、審査資料作成、配付決定通知の作成等） ・ 寄付金の実績関連（学校法人の実績報告データ入力、データの受領、寄付事業一覧作成、寄付金確定通知作成等） ・ その他事務処理（監査・決算資料の作成、入金・残高確認、学校法人との事務的な連絡等） 				
5 学術研究振興基金事業	5 学術研究振興基金事業	学術研究振興基金事業の実施状況						A			
(1) 社会のニーズや学術研究に貢献するテーマを的確に把握し、若手研究者の研究に対する資金交付の充実を図るなど、交付対象事業及び採択基準等の適時適切な見直しを行う。	(1) 社会のニーズや特色ある学術研究の振興に寄与するとともに、新たに、優れた若手研究者の研究を支援するため、学術研究振興資金の交付を行う。	交付対象事業及び採択基準等の見直し状況					(1) 平成20年2月22日の学術研究振興資金選考委員会において採択が決定した、社会のニーズや学術研究に寄与する「平成20年度 学術研究振興資金」の研究課題及び優れた若手研究者を支援するため創設した「平成20年度 学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」の研究課題について、5月29日に資金を交付した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度学術研究振興資金:123,100千円(89件) ・平成20年度若手研究者奨励金(人文・社会科学系):6,000千円(20件※) ※ 内定後に、研究者の昇格等により3件の辞退があったため、採択件数は23件だったが、交付件数は20件となった。	A	年度計画どおり実施されており、評価できる。	73～74	
(2) 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録し公開するなど、広く研究者への普及に努める。	(2) 研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図る。 ① 国立情報学研究所のデータベースへ研究成果を収録するほか、平成19年度の「研究報告書」を作成・配布する。 ② 学術研究振興資金の公募要領等をホームページ等に掲載する。	研究成果の普及の取組状況					(2) 研究成果の積極的な公開に努めるとともに学術研究振興資金制度の周知を図るため、以下の取組を行った。 ① 国立情報学研究所のデータベースへの研究成果の収録、「研究報告書」の作成・配布を以下のとおり実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度学術研究振興資金・採択研究の成果」について、学校法人の協力が得られた68件(採択70件中)の研究テーマ、研究代表者、研究期間、研究機関名、概要等のデータを、国立情報学研究所「民間助成研究成果概要データベース」へ登録依頼した。(登録資料送付・平成20年7月28日)。 ・「平成19年度学術研究振興資金学術研究報告」を平成20年10月30日に刊行し、当該学校法人の研究者及び国立国会図書館等に配付した(120部)。 ② 公募要領等について送付及びホームページへの公開を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領の送付 「平成21年度 学術研究振興資金」及び「平成21年度 学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」(20・21年度は人文・社会科学系の若手研究者が対象)の公募要領を、大学・短期大学・高等専門学校を設置する学校法人(656法人)に送付した(平成20年9月1日)。 ・公募要領及び記入要領のホームページでの公開 「平成21年度 学術研究振興資金」及び「平成21年度 学術研究振興資金(若手研究者奨励金)」の交付条件等を広く学校法人に周知し、公募申請の利便に供するため、「公募要領」・「記入要領」をホームページに掲載した(平成20年9月3日)。 <ul style="list-style-type: none"> ・学術研究計画調書等の様式の提供 ダウンロード可能な学術研究計画調書等の「申請様式」をホームページに掲載し、応募者の利用に供した(平成20年9月3日)。 ・学術研究振興資金情報を、7月9日に助成団体データベースに登録するとともに、新たに9月10日に「大学病院医療情報ネットワーク」に登録し、制度の周知を図った。 	A	年度計画どおり実施されており評価できる。	75	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 研究課題の採択にあたっては、審査の客観性及び透明性を確保する観点から、引き続き外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行うとともに、採択状況等を公表する。	(3) 選考審査の客観性及び透明性を確保し、採択状況等を公表する。 ① 採択にあたっては、客観性及び透明性の確保を図るため、外部委員による選考委員会において研究分野別の審査を行う。 ② 採択基準、応募状況・採択状況をホームページ等に掲載する。	審査の客観性及び透明性の確保のための取組状況						(3) 選考審査の客観性及び透明性を確保のため外部委員による選考委員会において審査を行うとともに、以下のとおり採択状況等を公表した。 ① 採択にあたって客観性及び透明性の確保を図るため、以下のような審査を実施した。 ○各系統分野別の選考委員による審査方法 ■学術研究振興資金 応募された研究課題について、「人文・社会科学系」、「理工系」、「生物系」の研究系統分野ごとに、外部の選考委員各5名により、①研究目的、②研究計画、③研究の独創性、④研究遂行能力、⑤研究費の妥当性を視点とした各項目5点・25点満点の評価が行われた。また、評価点が同点となった場合の順位決定に使用するため、「総合的に見て特に優れている」研究課題の推薦を、25点満点評価に加えて行った。(応募数に応じて、人文・社会科学系及び生物系は5件、理工系は3件を推薦) ■若手研究者奨励金 応募された研究課題について、人文・社会科学系の外部の審査専門委員4名により、①研究目的・内容の着眼点、②研究計画・方法の妥当性、③研究の独創性、④研究の発展性を視点とした各項目5点・20点満点の評価及び5段階の総合評価が行われた。 ○学術研究振興資金選考委員会 客観性及び透明性の確保のため、外部委員15名で構成された学術研究振興資金選考委員会が平成21年2月20日に開催され、平成21年度「学術研究振興資金」及び「若手研究者奨励金」の採択に関する重要事項が審議された。 ■学術研究振興資金 「学術研究振興資金採択基準」(平成20年10月9日理事長裁定)に基づき、「人文・社会科学系」、「理工系」、「生物系」の分野ごとに平均点を算出し、系統分野別の採択が行われた。なお、同点の場合の順位決定については、平成20年度までは「研究費の妥当性」の点数を基準としていたが、平成21年度採択からは「総合的に見て特に優れている」として選考委員の推薦を受けた数が多い研究課題を上位とした。 ■若手研究者奨励金 「学術研究振興資金(若手研究者奨励金)採択基準」(平成20年10月9日理事長裁定)に基づき、評価平均点(20点満点)、総合評価(5段階評価)の平均点を算出し、この結果による採択が行われた。 ②採択基準、応募状況・採択状況を以下のとおりホームページ等に掲載した。 ○応募状況の掲載 「平成21年度 学術研究振興資金」の研究系統分野別、新規・継続別、学校種別の応募件数及び資金交付希望額、「平成21年度 若手研究者奨励金」の応募状況をホームページで公開した(平成20年12月19日)。 ○採択状況・採択基準の掲載 平成21年2月20日の学術研究振興資金選考委員会で採択が決定した、「平成21年度 学術研究振興資金」・66件の研究及び「平成21年度 若手研究者奨励金」・28件の研究について、交付先、交付額及び研究テーマ等の採択状況を、ホームページに公開した。 また、併せて、「学術研究振興資金採択基準」及び「若手研究者奨励金採択基準」を掲載した(平成21年3月13日)。	A	外部委員による審査や採択基準、応募状況、採択状況をホームページで公開するなど、審査の客観性及び透明性は確保されたものと評価できる。	76 ～ 79

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(4) 学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を図る。	(4) 学術研究振興資金の適正な使用に資するため、取扱の基準を策定し、学校法人に対し周知徹底を行う。	取扱基準の周知の取組状況						(4) 学術研究振興資金の適正な使用について、資金を交付する学校法人に対し周知するとともに、取扱の基準を策定した。 ○「平成 20 年度 学術研究振興資金」及び「平成 20 年度 若手研究者奨励金」の交付が決定した学校法人の理事長、研究者、資金事務担当者に対して、『学術研究振興資金の適正な使用について(お願い)』を「交付決定通知」に同封して送付し、資金の一層の適正な管理・執行を依頼した。(平成 20 年 4 月 23 日送付) ○学術研究振興資金の不適切な使用等が行われた場合の取扱基準、『学術研究振興資金の不適切な使用等が行われた場合における取扱いについて』を策定した(平成 20 年 8 月 13 日理事長裁定)。	B	「学術研究資金の一層の適正な使用について(お願い)」を送付し、資金の一層の適正な管理・執行につとめたことは評価できるが、取扱基準について策定はされたが、周知がされておらず年度計画が達成されていない。	80
(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業の意義についての理解と協力を得て、基金の増額を図るため、ホームページ等を活用して広報活動を強化する。	(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布など、広報活動を強化する。	基金事業の広報活動状況						(5) 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金事業への理解と協力を得るため、ホームページの活用、募金趣意書の作成・配布など、以下のとおり広報活動を強化した。 ○ホームページによる広報活動を強化。 経済界、私学関係者等、広く一般に協力と理解を得るため、「学術研究振興基金のご案内」、「募金協力へのお願い」をホームページに掲載した(平成 20 年 5 月 19 日掲載)。 ○募金趣意書の作成と経済団体への配布 学術研究振興基金の「募金趣意書」を作成し、経済団体を訪問し、学術研究振興基金・資金についての説明を行い、所属団体への「募金趣意書」の配布・周知の協力を依頼した(10 団体に計 380 部を配布)。	A	「学術研究振興基金のご案内」、「募金協力へのお願い」のホームページ掲載や、募金趣意書を作成し、経済団体に説明を行うなど学術研究振興募金事業の広報活動に取り組んだことは評価できる。	81
6 事業に関する情報開示	6 事業に関する情報開示	情報開示の実施状況							A		
(1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。	(1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行う。	ホームページ等を活用した開示の状況						(1) 事業に関する情報について、以下のとおり積極的な開示を行った。 ○私立大学等経常費補助金事業に関する情報開示 ■新聞等への発表 ・平成 20 年度私立大学等経常費補助金については、早期に積極的な情報開示を行う観点から、実績報告による額の確定後(決算終了後)でなく、平成 21 年 3 月 13 日の概算交付後速やかに学校別交付額等を発表した(平成 21 年 3 月 27 日)。 ■ホームページでの積極的な情報開示 ・平成 20 年度私立大学等経常費補助金の学校別交付額及び特別補助の項目別内訳について、報道機関への発表と同時にホームページに掲載した(平成 21 年 3 月 27 日)。 ・私立大学等経常費補助金取扱要領・配分基準、特別補助配分基準について、ホームページへの掲載による積極的な情報開示を行うことにより、学校法人における補助金事務の利便を図った(平成 21 年 3 月 11 日)。 ・私立大学等経常費補助金特別補助のうち特に採択制補助項目については、採択内容への理解を得るため、採択状況等(採択方針、採択状況、得点分布、新規採択一覧)についてホームページに掲載した(平成 20 年 12 月 25 日)。 ○受配者指定寄付金の事業に関する情報開示 ・受配者指定寄付金の配付先学校法人名及び配付対象事業名について配付審査・決定後速やかにホームページに掲載した。掲載の内訳は以下のとおり。 平成 20 年 4 月 30 日:69 件、5 月 30 日:21 件、6 月 19 日:12 件、7 月 25 日:12 件、8 月 19 日:25 件、9 月 17 日:18 件、10 月 20 日:10 件、11 月 21 日:19 件、12 月 19 日:23 件、平成 21 年 1 月 22 日:11 件、2 月 20 日:21 件、3 月 19 日:33 件、20 年度末現在 274 件掲載(19 年度末 計 281 件掲載)	A	年度計画は達成しているものと評価できるが、概算交付後の公表が、新聞等及びHPともに、2 週間後となっているが、もう少し迅速な掲載が望まれる。	82 ～ 83

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>○学術研究振興資金の事業に関する情報開示</p> <p>■広報誌「月報私学」への掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月29日に資金交付した平成20年度学術研究振興資金89件及び平成20年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)20件の研究について、研究分野別の件数、交付額等の交付状況を「月報私学」平成20年7月号に掲載した。 <p>■ホームページでの積極的な情報開示</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年2月20日の選考委員会で採択が決定した平成21年度学術研究振興資金66件及び平成21年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)28件の研究について、採択学校名、研究課題名、交付予定額等の内示状況をホームページで公開した(平成21年3月13日)。 				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	(2) 法令で公表が義務付けられている資料のほか、公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。	公表資料のホームページへの掲載状況						(2) 公表が義務付けられている資料及び公表すべき資料について以下のとおりホームページに掲載した。 ○公表の義務付けられているもの ・事業団法による公表及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律による公表 「第2期中期目標」「第2期中期計画」「平成20年度計画」(平成20年4月1日) 「役員(数・氏名・経歴等)」(平成20年4月30日、10月10日) 「随意契約見直し計画」(平成20年4月21日) 「平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況」(平成20年5月8日) 「平成19年度計画実績報告書(抜粋)」(平成20年7月28日) 「中期目標期間業務実績報告書」(平成20年7月28日) 「職員給与規程」(平成20年8月25日) 「役員給与規程」(平成20年8月25日) 「平成19事業年度財務諸表、業務報告書、決算報告書(助成勘定)」(平成20年8月25日) 「役職員の報酬・給与等について」(平成20年9月30日) 「会計検査院の直近の検査報告」(平成20年12月12日) 「会計検査報告掲載事項の是正処理状況」(平成21年1月17日) 「契約の方法に関する定め」(平成21年3月2日) 「入札結果・契約結果」(毎月) ・国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律による公表 「平成20年度環境物品等の調達方針」(平成20年4月30日) 「平成19年度環境物品等の調達実績概要」(平成20年6月30日) ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律による公表 「個人情報ファイル簿」(平成21年3月25日) ○公表すべき資料 ・公表は義務付けられていないが、関連部署と連携し、自主的に最新の情報を速やかに公表 「融資金利表」(毎月) 「月報私学」(毎月) 「平成20年度入学志願動向」(平成20年7月30日) 「財投機関債の発行について」(平成20年12月25日) 「自己診断チェックリスト(大学・短期大学編)平成20年度版」(平成21年1月16日) 「職員募集のご案内(私学事業団独自採用試験)」(平成21年2月6日) 「平成21年度事業団資金の借入希望及び施設・設備計画について」(平成21年2月20日) 「平成21年度職員募集のご案内(文部科学省文教団体職員採用試験)」(平成21年3月10日) 「私立学校のための融資ガイド」(平成21年3月16日) 「資産運用に関するアンケート調査結果について」(平成21年3月23日) 「経営改善計画立案・実施のための基礎知識」(平成21年3月23日) 「貸付金に係る償還のご案内」(平成20年9月4日、平成21年3月9日) 「私・国・公立学校の学校数、教員数、在学者数の比較」(平成20年8月11日、平成21年3月23日)	A	年度計画どおり適切な公表がなされており、評価できる。	84 ～ 85

○ 業務運営の効率化に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置								A		
1 効率的な業務運営体制の確立 業務の進展・変化に対応し、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行うとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討を行う。	1 効率的な業務運営体制の確立 業務の進展・変化に対応し、効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、必要に応じて組織編成、人員配置の見直しを行うとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討を行う。	効率的な業務運営体制の確立状況 内部統制に関するコンプライアンスの整備状況					○人員配置の見直し ■効率的かつ機能的な組織運営を推進するため、以下の組織編成の見直しを行った。 ・法務部門を総務部総務課に移設し、監査部門を充実・強化させるため、監査室を設置した。 ・私学情報部と私学経営相談センターを統合し、情報収集・提供事業と私学に対する経営相談事業の連携を強化するとともに、その一体的かつ効率的な推進を図るため、私学経営情報センター（経営支援室と私学情報室の開設）を設置した。 ・提案型融資への切り替えなど、融資事業の充実を図る観点から、融資班を融資課へ変更した。 ・対外的な折衝部局の重なることの多くなってきた主計課予算第一係と経理第一課資金係を統合し、経理第一課財務係とした。 ■監事による「業務内容調査」及び各部署の課長補佐以上を対象とした個別ヒアリング(12月8～19日)を実施するとともに、これらの結果等を参考に人員配置を行った。 ○私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討 統合10年が経過し、事業団の業務・相談体制の一層の充実を図るとともに、私学振興・共済事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくため、組織の一体化を図る必要から両事業本部統合事務所の整備に関する検討を行った。 この統合事務所整備の問題として事業団を含む特殊法人等が移転する場合、多極分散型国土形成促進法及び閣議決定(昭和63年)において都区部外へ出ることとされており、特別な理由がない場合には都区内に残ることは認められていない。しかし、事業団が私学振興という役割を果たすためには、学校法人・加入者等に対するきめ細やかな相談体制を維持し、関係省庁、私学団体等との密接な連携を図っていく必要があり、これらの関係機関が集中する都区内に統合事務所を確保する必要がある。こうした点も踏まえ、両事業本部の統合整備に関し、以下のような具体的な検討を行った結果、年金一元化等の状況を注視しながら、引き続き検討を行っていくこととなった。 ・統合整備するうえで課題となる点等についての文部科学省との勉強会の実施 ・私学振興事業本部と共済事業本部を含めた候補地域の検討 ・新事務所の候補地域の容積率等法的規制の確認 ・新事務所のオフィスレイアウト案の作成 ・新事務所を建築する場合に必要な日数等スケジュールの検討	A	効率的かつ機能的な組織運営を推進するための組織編成の見直しが行われるとともに、私学振興事業本部と共済事業本部の統合に向けた検討がおこなわれたことは評価できる。	86～87	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
2 経費等の縮減・効率化 業務運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直し、効率化を進めるとともに、自己収入の増に努め、平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図ることを踏まえ、予算の計画的、効率的執行により経費の節約を図り、平成19年度予算を基準として平成20年度予算において一般管理費については2.2%以上、総費用については1%以上の縮減を図る。 なお、削減の対象となる総費用には、配付寄附金、交付補助金及び雑損は含まない。	2 経費等の縮減・効率化 中期計画の「平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の縮減を図る」ことを踏まえ、予算の計画的、効率的執行により経費の節約を図り、平成19年度予算を基準として平成20年度予算において一般管理費については2.2%以上、総費用については1%以上の縮減を図る。 なお、削減の対象となる総費用には、配付寄附金、交付補助金及び雑損は含まない。	一般管理費等の節減などによる経費節減の状況					○一般管理費の縮減 ・平成20年度計画予算額 183,751 千円(対19年度予算比△2.2%) ・平成20年度実績額 158,965 千円(対19年度実績比△4.6%) ■ 予算の計画的、効率的執行 ・一般管理費等について、予算執行の進捗状況、支出内容を精査するとともに、執行予定の調査・ヒアリング等の実施により、不必要項目の洗い出し、必要案件への流用等を行い、予算の計画的、効率的な執行を図った。 ■ 一般競争契約等による調達価格の削減 ・建物警備業務委託について、平成19年度から一般競争入札による業者選定を行っているが、さらに調達価格が削減された。 ・コピー機使用について、平成20年度から一般競争入札による業者選定を実施した結果、調達価格が削減された。 ・印刷製本・備品等の購入について、調達額の多寡にかかわらず、複数の業者から見積書を徴し、調達価格の削減を図った(見積説明会 延べ35回実施)。 ・その他、ファイル等事務用品の再利用を行い、コスト意識の浸透を図った。 ※取組みの主な成果 一般競争入札による調達価格の削減 ・建物警備業務委託 4,507 千円(19年度比△1,793 千円) ・コピー機使用料 4,160 千円(19年度比△3,395 千円) ■ 節電・節水の実施 ・冷暖房設備の温度設定(夏季28℃、冬季22℃) ・休憩時間中の室内照明の消灯、退庁時の室内照明の消灯 ・OA機器の電源オフによる節電 ・エレベーターの運転制限(2機のうち1機は18時以降運転停止) ・自動水栓装置による節水 ○総費用の縮減 ・平成20年度計画予算額 14,092 百万円(対19年度予算比△9.8%) ・平成20年度実績額 13,442 百万円(対19年度実績比△10.1%)	A	総費用については、1年で中期計画の倍近くの縮減を実施しており、優れた達成率であると評価できる。	88 ～ 90	
		一般管理費の効率化の達成率	2.2%以上	1.6%以上	1.6%未満			一般管理費 平成19年度予算額 187,885 千円 平成20年度計画予算額 183,751 千円(19年度比 △2.2%) 平成19年度実績 166,707 千円 平成20年度実績 158,965 千円(19年度比 △4.6%)	A		
		総費用縮減の達成率	1%以上	0.7%以上	0.5%未満			総費用[貸付金、交付補助金、配付寄附金、雑支出を除く] 平成19年度予算額 15,626 百万円 平成20年度計画予算額 14,092 百万円(対19年度予算比△9.8%) 平成19年度実績額 14,944 百万円 平成20年度実績額 13,442 百万円(対19年度実績比△10.1%)	S		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
3 契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。	3 契約の適正化 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。)に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表する。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとする。	契約の適正な実施状況						○契約の適正化について以下のとおり実施した。 【随意契約見直し計画の実施・進捗状況等】 随意契約見直し計画を策定しホームページにて平成20年4月21日に公表した。平成20年度の取組としては、仕様書を整備することにより一般競争入札等へ移行することとし、「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約から一般競争入札等へ移行し調達を実施した契約は以下のとおりである。 建築設備管理等業務委託 電子計算機(パソコン等)の賃貸借(平成21年度移行予定を前倒しで移行) デジタル複合機(コピー機)の賃貸借(複数年契約での調達) 私学振興債券募集委託(平成21年度移行予定を前倒しで移行) 不動産鑑定評価業務委託(※平成19年度に調達を実施していない契約) 私学振興債券引受並びに募集取扱業務(公募企画型随意契約) タクシーチケット取扱(公募企画型随意契約) ・平成20年度において締結した契約については、以下のとおりである。 全契約件数 30件 一般競争入札件数 16件 53.3% (前年度 39.3%) 随意契約件数 14件 46.7% (前年度 60.7%) ・契約を伴う事業実施案件に係る調達方法、その他契約に関する必要な事項については、事業団内で設置する契約関係分科会、調達委員会において検討及び決定を行い、調達の結果については、毎月実施される監事による定期監査において、当該月の契約状況について監査を受けるとともに、毎月ホームページにて契約状況を公表することにより、調達の実施における客観性・透明性を図った。 【契約に係る規程】 契約方式、契約事務手続き、公表事項等については、会計規程、会計規程の特例を定める規程、随意契約公表基準で規定しており、国に準じて適切に整備している。 平成20年度は、随意契約の見直し計画を着実に実行するため、会計規程において随意契約を行えるもののうち、「国、地方公共団体、公益事業を目的とする法人又は理事長が認める者との間で契約をする場合」を削り、予定価格の設定を省略することができる条件について、「予定価格が100万円を超えない契約」の場合と規程を変更することにより、入札及び契約の手続きの適正化を図った。 また、公表事項についても総務省「契約の適正な執行に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成20年12月)により、国の基準と同等の公表内容で競争契約及び随意契約に係る公表を行うよう契約結果公表基準(平成21年3月31日理事長裁定)にて定め、業務の公共性及び運営の透明性を確保した。なお、本基準による公表は、平成20年10月以降の契約分からホームページに掲載した。	A	契約の適正な執行が行われており、評価できる。 前年度より、一般競争入札率を上げており、年度計画は、概ね達成しているものと評価できる。 国の方針に従い、関連する規定内容を、より厳しいものに改訂しており、評価できる。	91～93

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>【契約事務に係る執行体制、審査体制】 契約事務に係る執行体制としては、平成19年度に契約事務の充実を図るため、契約班から契約課に組織変更を行い、増員を図った。契約課(事業団全体として9名体制)は、助成業務及び共済業務の1件あたり100万円を超える案件について、調達業務を行うことにより、契約業務の適正化及び一元管理の推進を図っている。特に政府調達案件及び1,700万円を超える一般調達案件については、調達業務の適正化を図る観点から、契約関係分科会及び調達委員会において調達方法、仕様書の内容等について審議を行っている。</p> <p>また、第三者機関による審査が求められている対象案件(建設工事及び設計・コンサルティング業務)が現在のところ少ないこともあり、事業団においては第三者による委員会等は設置せず、対象案件があった場合には文部科学省の入札監視委員会に審議を依頼することとしている。</p>		<p>契約課に9名の人員を配置し、契約業務の適正化を図っていることは評価できる。</p>	
							<p>【個々の契約の合規性等】 平成20年度は関連公益法人との随意契約について該当はなかった。また、落札率が高い契約(95%以上)は5件、応札者が1社のみ契約については、2件が該当した。</p> <p>これらの調達案件については、毎月実施する監事による定期監査において、契約内容や入札参加者が1社であった場合の理由など入札の状況についての確認がなされた。また、業務監査においても、随意契約理由の明確化等により一般競争入札への移行を促すなど契約業務の適正な執行を図る観点から監査が実施された(平成20年9月29日実施)。</p>		<p>落札率が高い契約や1者応札契約があった場合、監事の定期監査において、入札の状況を確認していることは評価できる。今後は、落札率の高い契約の減少が望まれる。</p>		

○ 財務内容の改善に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	Ⅲ 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画							A			
1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現	適切な財務内容の実現						A			
(1) 事業年度ごとに収支計画を作成するとともに、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。	(1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。	収支計画に沿った適切な運営状況					(1) 平成 20 年度収支計画については、中期計画における各事業の計画予算額及び人件費を含む経費等の縮減・効率化に基づき作成した。 特に事業団の財務運営の健全化を図る観点から、貸付事業における収益を確保し、併せて業務運営の経費等の縮減・効率化に努めることとした。 また、その積算に当たっては、貸付計画額(600 億円)の達成、繰上償還の計画的な受入(50 億円)、貸付資金の安定的な調達(借入金 421 億円、私学振興債券 80 億円)等の事業計画に基づき、貸付金利息、借入金・私学振興債券利息等を積算し、運営経費については、人件費を含む経費等の縮減・効率化に基づき積算した。 収支計画の運営については、貸付事業計画額 600 億円に対し実績額は 554 億円で、繰上償還受入計画額 50 億円に対して 56 億円(補償金付繰上償還を除く)、借入計画額 421 億円に対し 401 億円、私学振興債券計画額 80 億円に対し 40 億円となった。 この結果、貸付金利息と借入・債券利息との収支差は計画時の 1,999 百万円に対し 2,049 百万円と 50 百万円増額となった。貸倒引当金繰入は計画額 168 百万円に対して 266 百万円の戻入となった。 また、人件費、一般管理費、業務経費等については、1,792 百万円の計画額に対して 1,659 百万円と 133 百万円削減することができた。 これにより、特にリスク管理債権の圧縮に努めた結果、平成 20 年度の当期総利益は、683 百万円となり、計画額 56 百万円に対して、627 百万円増額することができた。	A	事業収益の主軸である貸付事業が計画を下回ったものの、収支状況は順調といえる。なお、収支計画に沿った適切な運営という観点からは、より実態に沿った収支計画の策定が望まれる。	94 ～ 95	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>【利益剰余金について】</p> <p>○利益構造 助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行しており、助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源に、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、財団法人私学研修福祉会に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行っている。</p> <p>○利益及び損失の処理 助成勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において助成金の財源に当てられる額を控除した額については、事業団法第35条第1項により、積立金として整理しなければならない。 なお、目的積立金に係る条項は事業団法にはない。 また、積立金の処分については、中期目標の期間の最後の事業年度において20億円を超える額については、事業団法36条及び文科省令(法施行規則12条)により国庫へ納付しなければならない。</p> <p>○19年度利益処分の状況 平成19年度の利益金は利息収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金を繰り入れた結果221,356千円となった。これを助成金として平成20年度に財団法人私学研修福祉会に対し73,171千円を交付、長期勘定への繰入を36,585千円とした結果、平成20年度末の積立金残高は676,974千円となった。これは事業団助成勘定における、損益取引で生じた過去の利益の蓄積(留保)分であり、この積立金を厚くすることにより経営の厳しくなった学校法人に対する貸付の将来的な貸倒に備える必要があるためである。</p> <p>○20年度利益処分(案)の状況 平成20年度の利益金は利息収支差額から人件費を含む業務運営費を控除した後、貸倒引当金(266,611千円)を戻した結果683,293千円となった。これは主に貸付事業において長期滞納法人からの貸付金回収、貸付金残高の減少、貸付債権の優良化により貸倒引当金が減少したものである。 これを助成金として平成21年度に財団法人私学研修福祉会に対し100,000千円を交付、長期勘定への繰入を50,000千円とし、その残余を積立金に処分した結果、平成21年度末の積立金残高は1,210,621千円となる予定である。</p>		利益剰余金については私学事業団法の規定に則り適切に対応がなされている。	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) その他必要な収益を確保し、適切な財務内容の実現を図る観点から、刊行物の販売及び事務所の会議室等の一般利用を促進し、自己収入の確保に努める。	(2) 刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等の自己収入の確保に努める。	収入の確保の状況						(2) 刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入等により、自己収入の確保に努めた。 ○刊行物販売に係る収入 ・収入 3,811 千円(19 年度比1,905千円増) ・利益 3,023 千円(19 年度比1,536千円増) ・特定非営利活動法人「学校経理研究会」を販売元とし、刊行物の委託販売を行うことで収入源を確保した。 【販売経緯・販売価格】 ・平成 20 年 4 月販売開始(刊行は平成 20 年 3 月) 「私学経営情報第 24 号(平成 19 年度版 大学経営の事例集)」 〈販売価格 1,600 円(新規刊行)〉 ・平成 20 年 4 月販売開始(刊行は平成 20 年 3 月) 「私学経営情報第 25 号(平成 19 年度版私立高等学校のこれからを考える)」 〈販売価格 1,600 円(新規刊行)〉 ・平成 20 年 8 月刊行・販売開始 「今日の私学財政－平成 19 年度版－」(幼稚園・特別支援学校編) 〈販売価格 2,000 円(前年度販売価格 1,800 円)〉 ・平成 20 年 8 月刊行・販売開始 「今日の私学財政－平成 19 年度版－」(専修学校・各種学校編) 〈販売価格 2,000 円(前年度販売価格 1,800 円)〉 ・平成 20 年 12 月刊行・販売開始 「今日の私学財政－平成 20 年度版－」(大学・短期大学編) 〈販売価格 2,300 円(前年度販売価格 2,100 円)〉 ・平成 20 年 12 月刊行・販売開始 「今日の私学財政－平成 20 年度版－」(高等学校・中学校・小学校編) 〈販売価格 3,500 円(前年度販売価格 3,300 円)〉 ・平成 20 年 12 月刊行・販売開始 「学校法人の経営に関する実務問答集《第 3 次改訂版》」 〈販売価格 3,500 円(14 年度販売価格 3,000 円)〉 【刊行物販売状況】 ・販売冊数 2,090 冊(19 年度 1,073 冊) ・当期販売益 刊行物販売収入 3,811 千円(前年度 1,906 千円) 販売原価(印刷費) △788 千円(前年度△411 千円) 除却額 0 千円(前年度△ 8 千円) 当期販売益 3,023 千円(前年度 1,487 千円) (注 1)金額は消費税込みで計上している。 (注 2)前年度除却額△8 千円は「今日の私学財政－平成 15 年度版－」59 冊を廃棄処分したことによるものである。 【原因分析】 ・平成19 年度比1,905千円の増収の原因 ・平成 20 年度に販売した刊行物は 25 種であり、そのうち新規販売刊行物は 7 種であった。このうち、「学校法人の経営に関する実務問答集《第 3 次改訂版》」については、平成 15 年 3 月以来の改訂であり、私学経営情報第 24、25 号に	A	刊行物の販売収入及び事務所内会議室貸与収入については、対前年度と比較し大幅に増収しており評価できる。 なお、本年度開催されなかった事業団セミナー開催も含め、さらなる自己収入確保に努められたい。	96 ～ 97

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>については新規刊行であるため、販売実績が伸び、収入は平成 19 年度を上回った(1,906 千円→3,811 千円)。また、平成 20 年度の新規販売刊行物から、印刷製本費等の原価を勘案し販売価格を設定したことにより、利益額は平成 19 年度より増加(1,487 千円→3,023 千円)した。</p> <p>なお、これらの刊行物は業務上、私学へ情報の還元を行うことを第一の目的としており、その副産物として販売を行っているものである。</p> <p>○事務所貸与による収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所内会議室等の貸与については、会議室貸与料金の見直しにより、収入は平成 19 年度を上回った ・事務所貸与料収入 7,740 千円(19 年度 428 千円増) <p>○講師派遣による収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣件数 49 件(19 年度 57 件) ・派遣料収入 1,561 千円(19 年度 196 千円増) 			
2 財務内容の管理・運営の適正化	2 財務内容の管理・運営の適正化	財務内容の管理・運営の適正化						A			
<p>(1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、引き続き決算情報・セグメント情報について公表内容の充実を図る。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を継続する。</p>	<p>(1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を予算配分や業務運営の効率化に反映させる。</p> <p>業務報告書に新たに決算情報・セグメント情報を掲載する。</p> <p>また、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、自主的に導入した公認会計士の監査を実施する。</p>	財務内容の透明性等の確保の状況					<p>(1)</p> <p>○ 予算配分については、各事業の年度計画に基づき積算し、特に学齢人口の減少等に伴い私学経営が厳しい状況にあるため、経営支援・情報提供事業の強化を図り、また前年度執行状況等を勘案した上で予算を編成した。</p> <p>業務運営の効率化にあたっては、四半期ごとに実績額について予算執行の進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査等を行い、予算の計画的及び効率的な執行を図った。</p> <p>また、予算執行にあたっては、一般管理費同様、四半期ごとに実績額について予算執行の進捗状況、支出内容の精査、各部署に対する下半期の予算執行予定調査等を行い、予算の計画的な執行を図った。</p> <p>○ 業務報告書については、「独立行政法人整理合理化計画」において「総務省は事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。」とされた。これを受けて掲載内容を改訂し、新たに「簡潔に要約された財務諸表」、事業の種類別セグメント情報などの「財務情報」を掲載した。またその内容をホームページで公表することにより、国民に分かりやすい形での情報開示を行った(平成 20 年 8 月 25 日)。</p> <p>○ 会計監査人による監査については、財務諸表の適正性及び信頼性を高めるため、平成 18 年度から自主的に監査法人による監査を導入しており、平成 20 年度においても引き続き監査法人による監査を以下のとおり実施した。</p> <p>平成 20 年 9 月 29 日～10 月 2 日 期中監査</p> <p>平成 20 年 12 月 11 日 理事長とのディスカッション・監査計画説明</p> <p>平成 21 年 1 月 13 日～16 日 期中監査・システム監査</p> <p>平成 21 年 3 月 2 日～6 日 期中監査</p> <p>平成 21 年 4 月 3 日 現金・預金証書・たな卸資産等の実査</p> <p>平成 21 年 5 月 18 日～6 月 5 日 期末監査</p> <p>平成 21 年 6 月 10 日 監査報告会</p>	A	事業ごとの計画に基づく予算配分や実績等を勘案した業務運営を実施するとともに、業務報告書に新たに財務情報を掲載するなど、年度計画は達成していると評価できる。	98～101	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>【資産の有効活用について】</p> <p>助成勘定において保有する土地、建物等については、九段事務所及び職員寮2棟の土地、建物である。九段事務所内にある会議室は、従来より一般に貸会議室として開放している。貸会議室においては、近隣の貸会議室を参考にして、平成20年度から貸出料金の改定(約10%増)や貸出時間を21時まで延長(平成19年度までは20時まで)を行い、自己収入の増加に努めている。また、職員寮についても国立寮は入居率68.3%、中井寮は入居率100%となっており、助成業務の保有する資産について遊休状態になっているものはない。また、減損会計上においても減損が認識または減損の兆候がある固定資産はなく、減損の計上はない。</p> <p>【内部統制(コンプライアンス体制の整備)について】</p> <p>○ 業務執行体制および緊急時等への対応について</p> <p>事業団法では業務全般について理事長が総理することとされており、理事会を意思決定機関とはしていないが、平成16年度において、コーポレートガバナンスの観点から、事業団法の規定との整合性を図りつつ、理事会規程を整備し、業務運営上の意思決定機関としての理事会の役割を明確にした。これにより、事業団としての意思決定を行うべき重要な事項については、外部からの非常勤理事を含む理事会で審議し、決定することとなった。また、理事長が外部の有識者の意見を聞く諮問機関として運営審議会を設置しており、これにより業務運営の一層の適正性が担保されている。執行役員会議は理事会で決定した中期計画等の下で、具体的な業務運営についての実質的な協議を行う場として随時開催しており、審議決定機関ではないものの、「危機管理」、「法令遵守」、その他緊急事態には迅速かつ的確な対応を決定できる体制をとっている。</p> <p>○ 国の公益通報者保護制度への対応</p> <p>公益通報者保護法(平成18年4月1日施行)に基づき、平成18年度に「私学事業団公益通報者保護ガイドライン」を策定した。当該ガイドラインにより、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する公益通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図っている。</p> <p>○ 監事監査・内部監査・外部監査の実施</p> <p>平成18年度より、監事監査、監査室による内部監査、会計監査人による外部監査という三重のモニタリングを実施し、業務の適正かつ能率的な運営を確保するとともに会計の適正を期する監査体制を整えている。</p> <p>平成20年度は以下のとおり監事監査、内部監査、外部監査を実施した。</p> <p>なお、監事監査及び内部監査の結果については、対象部署の監査終了後「監査結果報告書」を作成し、理事長に報告している。また、監事監査については半期ごとに、執行役員会議、理事会において報告し、役職員への周知を図った。</p> <p>・監事監査(業務監査)(平成20年5月19日総務課、5月21日人事課、6月4日企画室、9月29日契約課、12月12日補助金課、12月15日融資部、平成21年2月12・13日私学経営情報センター)</p> <p>・監事監査(定期監査)(月例監査毎月実施、決算監査平成20年5月28日経理第一課)</p> <p>・内部監査(平成20年8月29日システム管理室、9月17日経理第一課、平成21年1月27日補助金課)</p> <p>・外部監査(平成20年9月29日～10月2日期中監査、12月11日理事長とのディスカッション・監査計画説明、平成21年1月13～16日期中監査・システム監査、3月2～6日期中監査、4月3日現金・預金証書・たな卸資産等の実査、5月18日～6月5日期末監査、6月10日監査報告会)(再掲)</p>		<p>貸会議室の貸出料金の改定や貸出時間の延長を行い自己収入の増加につとめている。</p> <p>助成業務の保有する資産については遊休状態など減損の兆候のある資産はなく、資産は適切に活用されている。</p> <p>事業団法のもとで適切な対処がなされており、監事監査、内部監査、外部監査を実施し、監査報告書の作成や、理事会への報告を実施していることは評価できる。</p> <p>今後は、内部統制に関する動向について注視しつつ、体制の強化に努められたい。</p>		

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
							<p>○ 統合的なリスク管理体制の整備の検討 平成 20 年度の財務省理財局による実地監査の中で統合的なリスク管理体制の整備の検討が求められた。これを受け、総務部長を部会長とし、15 年度から設置している中期計画・実績評価部会において、平成 21 年度より、事業団の統合的なリスク管理及び検証作業を行うこととし、体制を整えた。</p> <p>○ 情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティの維持(再掲) 情報セキュリティポリシーについては、平成 19 年度に制定した「日本私立学校振興・共済事業団情報セキュリティ基本方針」・「情報セキュリティ対策基準」に加え、平成 20 年度に「情報セキュリティポリシー実施手順書」を整備し、役職員端末の共有フォルダに掲載した(12 月 22 日)。さらに役職員等がこれらの規範の理解を深め、事業団の情報と情報システムを保護するため、平成 21 年 2 月 17・26 日にアルバイト・派遣社員を含む、全役職員等に対し情報セキュリティポリシー研修会を行った。 また、この他に新規採用者に対するセキュリティ研修を実施(4 月 2 日・7 日・14 日、6 月 2 日、7 月 14 日)し、情報セキュリティの維持に努めた。</p>				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。	(2) 総合的なリスク管理を行うことや債権の適切な回収を図ることなどにより、財務状態の健全性の確保に努めることとし、特に信用リスクについては、適正な貸倒引当金の設定を行う。	財務状態の健全性の確保の状況						A	リスク管理債権額の割合が減少していることは評価できる。	102	
										104	
		リスク管理債権の割合(再掲)	3.0%以下	3.0%超	3.2%以上			A			
							(リスク管理債権額の割合) (19年度末) 20年度末 (2.07%) 2.04% ・リスク管理債権額 (19年度末 12,553,459千円) 20年度末 12,182,342千円				

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ																	
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項																		
3 人件費の削減等 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進める。 また、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員でいう基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。	3 人件費の削減等 (1) 中期計画において「平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う」としていることを踏まえ、今年度は特に、業務の効率的執行により超過勤務手当の削減を図る。 (2) 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進める。	人件費削減に向けた取組状況																										
							(1) 人件費の削減について以下のような取組を実施した。 ○ 業務の効率性・有効性に配慮しつつ、引き続き、管理職の3ポスト(企画室次長、システム管理室次長、私学経営情報センター次長)について兼職させるとともに、業務の効率的執行による超過勤務削減の取組等を行った結果、平成20年度人件費の実績額は、916,386千円(予算額964,167千円)となり、平成17年度に比べ実績額で△1.8%(△17,171千円)、予算額で△0.6%(△5,603千円)となった。 このうち、超過勤務手当については、以下の取組を行い、業務の効率的執行による削減に努めた。 ・部課長会・連絡課長会において、毎月の超過勤務状況を報告し、削減を促した。 ・毎週水曜日・金曜日に、内部ホームページ及び放送を通じて、早期の退勤を促した。 これらの結果、平成20年度超過勤務手当は、平成19年度比△2,758時間、△7,299千円となった。	B	役職員の給与の見直しについては、着実に実施されているものと評価できる。 経営相談など拡充すべき業務がある中で、ポスト削減の検討や、適切な人員配置に取り組むことによって、中期計画の達成に向けて一層の努力が望まれる。	105～107																		
							(単位：千円、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費予算額 (対17年度削減率)</td> <td>969,770</td> <td>966,491 (△0.3%)</td> <td>965,253 (△0.5%)</td> <td>964,167 (△0.6%)</td> <td>933,589 (△3.7%)</td> <td>921,252 (△5.0%)</td> </tr> <tr> <td>人件費決算額 (予算執行率)</td> <td>933,557 (96.3%)</td> <td>935,522 (96.8%)</td> <td>940,122 (97.4%)</td> <td>916,386 (95.0%)</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	人件費予算額 (対17年度削減率)	969,770	966,491 (△0.3%)	965,253 (△0.5%)	964,167 (△0.6%)	933,589 (△3.7%)	921,252 (△5.0%)	人件費決算額 (予算執行率)	933,557 (96.3%)	935,522 (96.8%)	940,122 (97.4%)
区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																						
人件費予算額 (対17年度削減率)	969,770	966,491 (△0.3%)	965,253 (△0.5%)	964,167 (△0.6%)	933,589 (△3.7%)	921,252 (△5.0%)																						
人件費決算額 (予算執行率)	933,557 (96.3%)	935,522 (96.8%)	940,122 (97.4%)	916,386 (95.0%)	—	—																						
							また、実績による削減状況は、平成19年度人事院勧告を踏まえた給与改定等を考慮した場合は以下のような削減率となる。		平成22年度の人件費が平成17年度と比べて5%以上削減できるよう、中期計画の達成を見据えた計画的な人件費削減の実施が望まれる。																			
							(単位：千円、%) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費決算額</td> <td>933,557</td> <td>935,522</td> <td>940,122</td> <td>916,386</td> </tr> <tr> <td>決算額による 対17年度 人件費削減率</td> <td>—</td> <td>0.2%</td> <td>0.7%</td> <td>△1.8%</td> </tr> <tr> <td>人件費削減率 (補正值)※</td> <td>—</td> <td>0.2%</td> <td>0%</td> <td>△2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	人件費決算額	933,557	935,522	940,122	916,386	決算額による 対17年度 人件費削減率	—	0.2%	0.7%	△1.8%	人件費削減率 (補正值)※	—	0.2%	0%	△2.5%
区 分	17年度	18年度	19年度	20年度																								
人件費決算額	933,557	935,522	940,122	916,386																								
決算額による 対17年度 人件費削減率	—	0.2%	0.7%	△1.8%																								
人件費削減率 (補正值)※	—	0.2%	0%	△2.5%																								
							※人件費削減率(補正值)：「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による、人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分の増減率を除いた削減率である。平成18年、19年、20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、+0.7%、0%である。																					

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>(2)</p> <p>○役職員の給与の見直しについて 平成 20 年度には、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、以下のとおり見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本給表の改正(本給表の 4 分割、号俸の延長) ・勤務成績に基づくきめ細かい昇給制度の導入 ・55 歳昇給停止の廃止及び 55 歳昇給抑制措置の導入 ・枠外昇給の廃止 ・昇給日を年 4 回から年 1 回(1 月 1 日)に変更 ・管理職手当の見直し(定額化し役職手当に名称変更) ・勤勉手当に相当する部分に勤務成績に基づく成績率を導入 ・扶養手当の見直し(支給額の変更) ・役員給与の見直し(報酬月額の下げ、特別調整手当を地域手当に変更) <p>なお、見直し後の役員及び職員給与規程は 8 月 25 日にホームページで公表した。平成 21 年度以降については、引き続き管理職ポストの兼職、課長ポストの見直しを行うとともに、採用の抑制、超過勤務削減に向けた取組を行い、平成 22 年度には 5%削減を達成する見込みである。</p> <p>○役職員の報酬・給与等の水準の公表について 独立行政法人は、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役職員の報酬・給与等の水準の公表を行っている。本事業団については当該ガイドラインに基づく公表の対象外とされているものの、業務運営の透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすため、自主的に給与等の実態をとりまとめ、実績を公表している。今年度も役職員の報酬・給与等について取りまとめ平成 20 年 9 月 30 日にホームページに公表した。</p> <p>○レクリエーション経費の見直し 国におけるレクリエーション経費の取扱い(総人恩総第 774 号 平成 20 年 7 月 30 日)を踏まえ、平成 20 年度より①厚生施設利用補助の法人支出②職場における役職員互助組織に対する法人支出をそれぞれ取りやめた</p>			
<p>4 期間全体に係る予算 別紙1</p> <p>5 期間全体に係る収支計画 別紙2</p> <p>6 期間全体に係る資金計画 別紙3</p>	<p>4 予算 別紙1</p> <p>5 収支計画 別紙2</p> <p>6 資金計画 別紙3</p>	<p>予算・収支計画・資金計画の適正な執行状況</p>					<p>適切な予算の執行を図った。 一般管理費、業務経費の削減に努め、貸付金利息と借入金利息等との利息収支差の確保など、財務の健全化に向けて主体的に取り組むべき事項について成果を上げた。(詳細は、20 年度計画業務実績報告書 108～113 頁 参照)</p>	A	<p>貸付事業の計画未達成が見受けられるが、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等のセグメント情報に基づいて、安定的かつ確実な事業を実施していると認められ評価できる。</p>	108 ～ 113	
<p>IV 短期借入金の限度額 短期借入予定なし</p>	<p>IV 短期借入金の限度額 短期借入予定なし</p>	<p>短期借入金の状況</p>						—		114	

○ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
V その他主務省令で定める業務運営に関する事項	V その他主務省令で定める業務運営に関する事項							A			
1 施設・設備に関する計画 なし	1 施設・設備に関する計画 なし	施設・設備の状況						—		114	
2 人事に関する計画	2 人事に関する計画							A			
(1) 業務執行の効率化を図るため、各事業の業務量や職員の適性を考慮した人員配置を行う。	(1) 人事異動基本方針に基づき、職員の適性、各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組などを十分考慮した人員配置を行う。	適切な人事配置の状況					(1) ○「人事異動基本方針(平成 19 年 3 月 20 日理事長決裁)」は、助成業務における文部科学省独立行政法人評価委員会による毎年度の「業務の実績評価」及び共済業務における共済運営委員会の意見を聴いて理事長が行う毎年度の「取組みの実績評価」の結果を踏まえ、今後の業務運営について一層の効率化を図るとともに、透明性の確保と私学関係者への説明責任の履行に定めるために策定した。 ○管理職者の登用については、「平成 21 年度管理職登用候補者の選考について」に基づき、課長補佐職として 2 年以上の経験を有する者にレポートの提出を課し、レポート内容及び人事関係資料を参考に第一次・第二次の選考を行い、その結果を登載した「管理職登用候補者名簿」の中から、理事長が管理職へ登用する者を決定した。 ○平成 21 年度人事異動については、人事異動基本方針に基づき、職員の適正、各部署の業務の円滑な執行、業務改善状況、組織見直しの必要性について、各部署の部長・課長・課長補佐に対してヒアリングを行い、これを参考として、ポスト削減を行い、その人数を必要と思われる部署に配置するなど、適正な人員配置に努めた。	A	人事異動基本方針に基づき、各部署の部長・課長・課長補佐からヒアリングを行い、各部署に必要と思われる人数を配置するなど、適正な人員配置に努めたことは評価できる。 なお、適材適所の人材配置を進めるために、管理職者の登用に当たっては、面接を実施するなど工夫されることを望む。	115	

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(2) 優れた人材を確保するため採用方法の充実を図る。	(2) 文部科学省文教団体職員採用試験を行うほか、面接方法を工夫するなどして優れた人材の採用に努める。 また、多様な雇用形態を活用し、必要な人材を確保する。	人材確保のための取組状況						(2) ○文部科学省文教団体職員採用試験を実施した(平成20年5月25日)。 ・平成20年度においても、試験日を早期(平成15年度までは、7月末)に実施することにより、優秀な人材の確保に努めた。 ・文部科学省文教団体職員採用試験は、文部科学省が所管する独立行政法人・財団法人等のうち文教関係団体8団体で組織し、そのスケールメリットにより採用に係る経費を縮減し、1団体では募集が困難である受験者数を確保するために統一試験として実施した。 ・第一次合格者の決定の際、作文試験を点数化し、教養試験の点数と組み合わせて総合的な判定を実施した。 ・第二次試験においては面接を2回実施。その際、面接方法については、受験生の能力をより見極めることができるよう面接者を減らすことにより(9人→7人)、受験生の緊張感をほぐすことに配慮した。また、平成19年度に引き続き、逆質問形式(受験生から面接者に質問)の面接を実施した。 ○文部科学省文教団体職員採用試験のほか、事業団としての臨時的採用試験を実施した(平成21年3月1日)。 文部科学省文教団体職員採用試験及び臨時的採用試験の実施により、平成20年8月採用者数1人、平成20年10月採用者数4人、平成21年4月採用者数11人(うち助成業務は4人)とした。 ○平成22年度採用予定者の募集に係る広報として以下の取組を実施した。 ・就職情報サイト(毎日就職ナビ、日経ナビ)掲載を開始(平成21年2月17日)。 ・試験要項等を事業団ホームページに掲載(平成21年3月10日)。 ・試験要項等を大学宛に発送(平成21年3月18日)。 ・事業説明会を実施(平成21年3月24日 出席者89名)。 ○多様な雇用形態を活用し必要な人材を確保するため、以下の取組を実施した。 ・職員の資質向上を図る観点から、文部科学省との人事交流の実施を決定。 ・平成20年度より非常勤職員を導入し、総務課に2名配置。平成21年度については、さらに1名を追加し、総務課、人事課、経理第一課の3部署に配置することを決定した。	A	文部科学省文教団体職員採用試験を実施するほか、事業団としての臨時的採用試験を実施するなど多様な雇用形態を活用したことは評価できる。	116

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
(3) 計画的に研修を行うなど職員の資質向上を図る。	(3) 職員の資質向上を図るため、研修実施要領に基づき、一般研修として管理職研修、係長・主任研修、新入職員研修、人事院式監督者研修等を、専門研修として実務支援研修、派遣研修を引き続き実施する。	職員の資質向上に向けた取組状況						(3) 日本私立学校振興・共済事業団職員研修実施要領(平成12年5月29日理事長決裁)に基づき、職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他必要な職員の能力、資質等を向上させるために組織的かつ計画的に以下の研修を行った。 ○新任管理職研修(5月20日:5人(うち助成業務2人)) ■新たに課長職に就任した職員に対して管理職としての責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。研修内容は、「セクハラ・パワハラ防止」「勤務評定の評価方法」「メンタルヘルス・労務管理」等である。 ■アンケートによる研修効果の確認 管理職としての責任の遂行、部下への対応に必要な知識、技能等の修得ができたとする内容が多数であった。 ○中堅職員研修(11月26～27日:20人(うち助成業務6人)) ■在職5年以上の非役職者で過去に同等の研修を受けていない職員に対し、将来係長・主任としての職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させることを目的として実施した。この研修は、平成17年度から3か年計画で実施するもので、中堅職員として必要な能力及びプレゼンテーション能力(スキル)の習得・向上を図るため実施した。研修内容は、インバスケッ演習、ミーティング演習、部下指導・面接演習等である。 ■アンケートによる研修効果の確認 自己における強みの更なる強化策と弱みの改善策を考察する過程で、部下育成やリーダーシップで動くスキル等が示され、役に立つ研修内容であった。 ○新入職員第一次研修(4月1～4日、10月1～6日:11人(うち助成業務2人)) ■採用直後の職員に対し、職員としての服務及び労働条件に関する諸規程の周知を図るとともに、社会人としてのビジネスマナーやビジネススキルの向上を目的として実施した。 ■感想文による研修効果の確認 社会人としてビジネスマナーの重要性や、組織の中での役割や協調性等が十分に理解されており、本研修の効果が確認された。 ○新入職員第二次研修(7月1～3日:12人(うち助成業務4人)) ■当該第二次研修は、採用後1年未満の職員に対し、事業団の各業務における職務の概要の修得を目的として実施した。 ■アンケートによる研修効果の確認 所属部署以外の業務内容を知る機会となり深く関心を持つとともに、他部署とのつながりや事業団の全体像を把握しており、本研修の効果が確認された。 ○文部科学省文教団体共同職員研修会(9月3～5日、10月8～10日:7人(うち助成業務2人)) ■中間管理者に、業務の遂行及び部下を管理・監督するために必要な知識・技能を修得させ、組織体の業務の向上と運営の能率化及び職場の人間関係の向上を図ることを目的とした研修 ■研修効果の確認 職場における人間関係の向上を図り、ロールプレーを取り入れるなど、部署を円滑に統括・補佐する能力の養成に効果的な研修内容であったことを受講者に確認した。	A	職員の能力向上のため、様々な取組を実施しており、評価できる。なお、今後の私学事業団に必要な人材を育てるための研修の工夫が望まれる。	117 ～ 121

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
								<p>○私立学校の活性化に向けた勉強会 第1回(5月27日:出席者23人) 第2回(6月30日:出席者20人) 第3回(7月17日:出席者23人) 第4回(9月30日:出席者12人) 第5回(10月31日:出席者13人) 第6回(11月19日:出席者6人) 第7回(12月19日:出席者10人)</p> <p>■当該研修は、私立学校の教育条件・経営の改善に向けた様々な取組を支援するために、改善方策の考え方、改革の実践などを学び、私学の現状を把握し、私学経営情報センター職員が行う経営相談等の業務に資することを目的として実施した。</p> <p>■実施に際しては、以下の事項に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校関係者を含む外部講師による実践的な講義内容であるため、私学経営情報センター職員以外の事業団役職員にも参加の機会を与えた。 ・講義の内容及び資料については、業務上参加できなかった職員や後年の職員の参考とするため録音媒体に保存し、希望者の利用に供した。 <p>■アンケートによる研修効果の確認 外部講師による研修は、時事問題や民間での意識・見解を垣間見ることが出来、私立学校法人が直面する課題の解決策のひとつとして参考になった。</p> <p>○簿記研修(8月4日～9月8日:週2回1人、8月19日～9月19日:週2回2人、11月21日～12月23日:週2回1人)</p> <p>■助成業務全般に共通した知識である学校法人会計を理解する上で最低限必要となる知識を修得することを目的として実施した。</p> <p>■研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所:大原学園東京水道橋校 ・講座名:簿記3級基礎講義 ・受講者数:4人 ・受講修了者4人が簿記検定試験を受験、2人が合格した。 <p>○ビジネス実務法務研修(9月3日～11月30日:週1回5名)</p> <p>■助成業務全般に共通した知識として必要な法務を理解する上で最低限必要となるビジネス実務法務知識を修得することを目的として実施した。</p> <p>■研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場 所:大原学園東京水道橋校 ・講座名:ビジネス実務法務検定講座3級フルセット ・受講者数:5人 ・受講修了者5人がビジネス実務法務検定試験を受験、合格した。 <p>■研修効果の確認 法律の基礎知識を得ることができ、法律入門としては最適であった。事業団業務に直結した研修内容であったことを受講者に確認した。</p> <p>○職員内部研修(個人情報保護12月9・12日、1月9・16日:111人 情報セキュリティポリシー2月17・26日:108人)</p> <p>■「個人情報保護」「情報セキュリティ」などの業務上取り扱う情報の管理についての研修を行った。</p> <p>■研修テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織における個人情報保護の重要性と個人情報保護意識の向上 ・情報セキュリティポリシー実施手順書について <p>■研修効果の確認 日常業務中に見落としがちな個人情報保護に関する事例も紹介され、理解しやすい内容であり問題意識が更に高まったことを受講者に確認した。</p>			

中期計画の各項目	年度計画	評価指標又は 評価項目	評価基準					評価項目・指標に係る実績	評 定		記載 ページ
			S	A	B	C	F		段階的評定	定性的評価及び留意事項	
3 研修等助成に関する計画 私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。	3 研修等助成に関する計画 私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図る。	助成事業の充実状況						○教職員の研修等に対する助成事業 私立学校教職員の資質の向上のため（財）私学研修福祉会が行う各種研修事業への助成及び私立学校教職員の福利厚生の実現を図るため事業団の年金給付事業である長期給付事業（長期勘定）の長期給付整理資源・旧私学恩給財団既年金者増額費への繰入れを実施している。 ○助成金等の財源の確保 事業団は国から運営費交付金を受けておらず、学校法人への貸付事業における貸付金利息と借入金利息の差額を財源として人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄っている。そのうえで、決算において利益が生じた場合に、これを財源として助成事業を実施している ○平成20年度の交付・繰入れ状況 平成20年度は、前事業年度の損益上の利益金222,356千円のうち、73,171千円を福祉会が実施する各種研修会事業等に、36,585千円を共済業務が行う長期給付事業にそれぞれ利益処分として整理し、私立学校教育の振興上必要と認められる教職員の研修等に対する助成事業の充実を図るための交付、繰入れを行った。 (平成19年度利益処分量) 当期総利益 222,356千円 助成金 73,171千円 長期勘定へ繰入 36,585千円 積立金 112,600千円	A	助成金の財源を確保し、助成事業を実施しており評価できる。	122 ～ 123
4 中期目標期間を超える債務負担 なし								—			